

予 算 決 算 常 任 委 員 会

総 務 民 生 分 科 会 記 録

1. 開催日時 令和 2 年 3 月 9 日（月） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重村委員長、岩藤副委員長、林委員、三輪委員、先野委員、吉津委員、橋本委員、中平委員、綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下次長
8. 協議事項
3 月定例会本会議（2 月 28 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし

会議の概要

- ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午後 2 時 18 分
- ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 3 月 9 日

予算決算常任委員長

重 村 法 弘

記 録 調 整 者

山 下 賢 三

重村委員長 皆さんおはようございます。ただ今から、3月4日に引き続き、予算決算常任委員会総務民生分科会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。分科会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、分科会委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑については、できるだけ簡潔に行われますよう、お願いします。執行部答弁につきましても、同様にご協力をお願いします。円滑な進行に努めてまいりますので、よろしくお願いします。それでは、議案第8号「令和2年度 長門市一般会計予算」を議題とします。審査は、別紙一覧表に沿って、課ごとに行います。はじめに、市民活動推進課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 おはようございます。市民活動推進課につきましては、予算書106、107ページ、第2款「総務費」、第1項「総務管理費」、第8目「市民活動推進費」の020「集落機能再生事業」では、総合計画年次目標に照らした、新たな地域づくり協議会の設立を目指し、また、各地域協議会設立地域において、集落支援員、協議会関係者及び行政関係者等への提言、助言を受けるために、令和2年度に引き続きまして市民協働に係る政策アドバイザーをおくこととしており、併せて6,436万4,000円を計上しております。次に、予算書124、125ページ、第34目「地方創生推進費」の050「健幸資源活用によるまち・ひとづくり事業」では、ジビエ等健康な食材を活用した食品の開発やフードツーリズム等の体験メニューを開発するための業務委託料として220万円を追加計上し、コミュニティビジネスの推進に向けた取組み支援として、俵山地区で設立予定の地域運営会社への体制整備事業費補助金として、550万円を新たに計上しております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

橋本委員 それでは予算説明資料6ページ、予算書109ページ、045「地区集会所建設費助成制度」について伺います。来年度新築1件、改装3件で合計442万9,000円とありますが、どここの自治会になるのかお尋ねいたします。

岡田市民活動推進課長 自治会組織等助成事業につきましてはの新築につきましては、渋木地区瀬戸集会所、そして改修につきましては、江良集会所、そして油谷地区でございますけど渡場集会所、そしてもう一つ、渋木地区でございます、山小根の集会所ということになっております。

橋本委員 平成 17 年度合併後、建築費は増加しているにも関わらず、補助率限度額が変わらないまま、現在小さな集会所でも約 1,000 万円はすると思います。限度額は 400 万円なら、残りの 600 万円は自治会で捻出しなければなりません。疲弊する自治会にはそんな余裕などないのが現状です。市民が主役の地域活性をスローガンに掲げている市長にとって、地域活性のためには欠くことのできない集会所なんです。せめて 5、6 自治会で一つの集会所を作り、助成率を引き上げることはできないものかお尋ねします。

岡田市民活動推進課長 確かに今議員ご指摘のように、集会所の建設事業費自体が上がってきておる中での、この助成につきましては、長門市地区集会所建設等の助成に関する条例という形で助成の制度が長門市においては決まっております。これについても、建設費ですから集会所というか自治会が集会所を持つことに対して市として助成をするということは条例で規定されているということは、それについては大まかなコンセンサスが取れているという認識はしております。そうした中での助成費の検討ができないかということで今、2、3 の自治会が集まっての補助率のアップというようなご提言というところでございますが、コミュニティー助成事業との部分にも 2 つの自治会等が集まっていけば助成を出したりするというような事例も全国的にもありますので、そのあたりについては今後検討させていただきたいと、研究させていただきたいと考えております。

橋本委員 ぜひ検討をよろしくお願いします。次に、同じく集会所の改修における補助金の現状、30 年度集会所改修が行われたのは 7 件。豊原地区では 45 万 3,600 円の事業費のうち、補助金が 10 万 1,440 円、所帯数が 242 軒ありますから、1 軒あたりで割ると 1,455 円となります。同じく仙崎今浦町では、若干事業費は異なりますけど、仙崎今浦町では 1 軒あたり 7,873 円、そして油谷の芝崎では同様に計算して 2 万 1,318 円、約 13 倍も差があるんですね。これをどう考えられますか。

岡田市民活動推進課長 自治会の規模によって改修が必要になったときに、それぞれの住民の方の負担というか自治会の負担によって差が出てくるということ、これは現状として我々も聞き及んでいるところでございます。ただ、自治会の集会所につきましては、集会所の持ち物でございます。それをどういうふうに改修していくかということは、あくまでもそこの考える主体については自治会というふうに考えておるところではございます。各自治会から、世帯数も減少している中での厳しい会計運営をされているというところも聞いておるところでございます。ただ、集会所を改修するにあたって、自治会としてまずは集会所が必要というか、改修が必要か、他の施設で代替えができないのか、空

家等の施設を利用できないのか、または改修費について何とか集めていく方法はほかにはないのかというところを考えながらの中での、市に対しての補助額の増額というようなところについてとか、小規模な自治体に対しての対応というか配慮というか、そういったところ。一番の我々としての悩みは、なかなか補助率についての根拠というものが条例ができたときにはないというところでございましたので、そういうところも含めてまだ、他市の例も含めて研究をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

橋本委員 自治会集会所は根拠はある・なしではなしに、必要なからリフォームするんですよね。これ、先に雨漏りするだろうからそれを先駆けて修理を先にしちようかということはまずないと思うんですよ。もう必要に迫られて雨漏りしてこのままじゃあ集会所がなりたたん、壊れてしまうからこそやると思うんですよ。この自治会の悩みも少し考えていただきたいと思います。次の質問にいきます。敬老会は対象者が50人以下の場合、1万円の補助費が別にありますよね。このような考え方でたとえば100軒未満の自治会では1件20万円を超える範囲の経費を除くというのがありますけども、これを除いてみたらいかがでしょう。そうすることによって、たとえば芝崎自治会では1軒あたりが1万65円となって、半分近く軽減されると思います。これこそが市長の掲げる市民が主役の地域活性ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。100軒以下の自治会に当てはめれば30年度の主要な施策の報告書によると、約31万9,987円の増加になるんですよ。そうすると補助金の合計が113万7,997円で、それに31万9,987円プラスしたら145万7,184円になって、執行率がそれでも74.7%になるんですよ。これについていかがでしょうか。

岡田市民活動推進課長 今、橋本議員ご指摘の件に関して、たとえばこれは助成に関する条例の中で、改修については建築後10年以上経過したもので1件20万円を超える補修、改造についてはその金額、20万円を超える部分の5分の2、要は20万円を超える部分については自治会負担ですよというような形の規定がある中で、それを小規模な自治会については小規模加算という考え方で見直せないかということだと認識をしております。たしかに20万円を超える、20万円について規定を外してやれば20万円のところが事業費、補助対象額になるということで、5分の2の補助ですから8万円分がプラスになってくるといったような考えであると思います。技術的なことでは確かにそうではあるんですけど、数値的な部分で言えば執行率もその程度になるということは分かります。ただし、どこまでもスタートとして自治会の集会所というものを修繕をするというものについてそれは、自治会のものでございます。それに対して市としてはある程度の助成をしなければいけないという考え方から、条例を作っているわけでございます。その部分のところ、その金額がこのぐらいが妥当であると

か、小さな自治会に上乘せというか、手厚く助成をするというのは、そこについての考え方をもう少し研究をしないと、というか事務方言うところかというと、何か根拠があって、基礎的な数字があってこの補助額になったというようなところがなかなか見えてこない、要は合併の時に、昔からの町ないし市に、それぞれ昔から来てなんとなくというか、根拠がない数字でこれくらいの助成をしましょうというかたちで決まってきたものがあります。そこを読み解いていけないといけないというところもありますので、やはり何回も繰り返すような答えになってしまうんですけど、研究をさせていただきたいということしかないというお答えでございます。すみません、長くなって申し訳ありません。

橋本委員 224 という、長門市には自治会があって、その中の 100 軒以上というのは 48 か所しかないんですよ。あとのところはほとんどが 100 軒未満なんですよね。それに年寄りばかり、高齢化が進んじよるから会費もなかなか取りづらいというところがあるんですよ。もちろん基金も増やせない。むしろ目減りしていく、こういう状態で、集会所は雨漏りする、それとか年寄り向きではない段差がある、こういうリフォームをする場合、この中から捻出していくのは、今から先はまだ難しくなると思うんです。そこをちょっと考えていただければと思います。

三輪委員 109 ページの集落機能再生事業の地域づくり協議会モデル事業補助金 950 万円ですが、市のホームページを見ると、地域づくり協議会で残りの 6 というのはどこを想定されているのか。

岡田市民活動推進課長 現在、委員ご指摘の 13 のまちづくり協議会、いわゆる地域づくり協議会ができておりますが、新しく 6 を目指すところは令和元年度については仙崎、正明、新別名についていろいろと働きかけをしてきたところでございますが、なかなか具体的な立ち上げまではいたっておりませんでした。令和 2 年度につきましては本当は、プラスそれに現在話をしているところに対して以外には、川尻、蔵小田、油谷河原、どうしても油谷地区というところのあたりの、今協議会の部分について薄くなっていますので、そちらの方に入っていこうと考えているところでございます。

三輪委員 その上の地域づくり協議会設立補助金が 30 万円、3 件分しかついていない理由というのは何ですか。

岡田市民活動推進課長 これは 3 月の補正予算との関係がございまして、令和元年度について 3 つの自治会と今話をしていると、3 月末までなんですけど、今そちらの部分についてはなんとか頑張って話をしていくという想定でしたので、3 月の方に 30 万円、3 つの地域協議会について 10 万円の分が 3 つ残っている。そして新年度については新しく 3 つを考えておって、ということでございます。

吉津委員 関連でお願いします。集落機能再生事業の中にあります、集落支援員、今これ全地区の方に配置すると書かれているんですけど、今どれくらいの地区に配置されているかどうかをお願いします。

岡田市民活動推進課長 集落支援員につきましては、地域協議会のエリアの支援員さんと市内を7地区に分けた、福祉エリア等ありまして、福祉エリア支援員さんというのがあります。現在は協議会の方の支援員さんは10名、そして福祉エリア支援員さんは4名というかたちになっております。今現在、すみません、福祉エリア支援員さんは5名でございました。ですから配置をしなければいけないというか、配置を予定しているところは湊地区、田屋地区、そして白潟地区、これが地域づくりのほうでございます。そして、福祉エリア支援員につきましては、通地区と俵山地区というところを今、そこについて配置をしていくことを考えております。

吉津委員 配置されていないところがあるということなんですけども、これは今年度で全て配置される予定にはなるのかどうかお尋ねします。

岡田市民活動推進課長 今、ハローワーク等を通じての募集をかけてはおりますが、福祉エリア支援員についてはやはり資格があったりとか、そういう必要性もあります。ですから、できるだけ人づてとかいうところを考えているところでありまして、まちづくり協議会の方についても、本来であれば地域を一番よく知っていच्छやる方というところが必要になってきますので、協議会のそこは人脈なりを想定して、地道に当たると。あてがあるかどうかというところについてはまだ、この時点ではそこに配置ができるかどうかという予定は立っていないところでございます。

吉津委員 分かりました。続いて、政策アドバイザーについてちょっとお尋ねをしますけど、これ田村委員も多分去年、いろいろと集落支援員と政策アドバイザーとすみ分けのところを言われていたと思うんですけども、今年度どのような活動をされるのかというのと、どのような実績というか、今年度、昨年度というかどのような活動をされてきたのかというのをお尋ねいたします。

岡田市民活動推進課長 まず今年度の実績からということで、これは島根県のほうで活動されていच्छいます持続可能な地域総合研究所の理事長であります藤山浩さんに政策アドバイザーを委託しまして、まずは、まちづくり協議会ができるであろうと想定する市内を27箇所に分けまして、地域人口データの分析作業、将来人口予測、移住者の数による人口安定化モデルのシミュレーションというところも、ほぼ全体的に今年度やってもらいました。それ以外には当然、集落支援員さんの研修を8月から2月上旬にかけて4回程度やっておるところでございます。どういうふうな実績かというところで、まずはその集落支援員さん、それぞれのまちづくり協議会に配置をしておりますが、その地区

の中で活動しているなかで、例えばその地区のグループがどのような関係になっているのか、その社協やサロンや、あとは自治会と行政とがどのような形で補助金でつながっているのか、人がどういうふうに動いているのか、そういう自治会の中の、協議会の中の見える化とか、そういった関係図をつくったりすることの検証をやったり、あとは集落支援員さんからのこういう他市の事例など、藤山先生も広く研修、いろんなところで研究・研修・フィールドワークをやっていると思いますので、そのあたりの事例とかを聞きながらということの研修をやっているところでございます。

中平委員 説明が被ると思いますが、これは本年度に比べて次年度は予算が1,000万円近く上がっております。その根拠をお願いいたします。

岡田市民活動推進課長 今、集落機能再生事業での予算の増額理由は何かというようなお尋ねということで、まずこの一番大きな部分は協議会を新たに立ち上げるにあたりまして、そこには集落支援員さんを配置していきたいというふうに考えておりますので、そこの方の人件費の部分が増加という予定になっております。これが一番大きな要因でございます。

林委員 先ほど吉津委員の関連になるんですけれども、集落支援員の財源について。この集落支援員というのは集落支援員と福祉エリア支援員がともども、その以前の説明でいくと特別交付税の交付事業ということになっているんですけれども、これは令和2年度も引き続き交付税対象事業として、特交のということでしょうか。

岡田市民活動推進課長 今のところ、この事業については特別交付税の対象事業というふうに聞いております。

三輪委員 続きまして109ページの市民活動団体活性化事業の提案型助成事業費補助金410万円ということで、市民のちから応援補助金のことと思いますが、これにつきましては3支所で各100万円予算がついております。それで昨年の決算のときの課題として、新たな活動団体の掘り起し等の検討が必要だというふうに課題として挙げておられます。特に3支所でもがつつり、これもまた410万円ほど予算をつけるとなると、新たな団体の掘り起しについてはどのように対応されますか、お尋ねいたします。

岡田市民活動推進課長 今の新たな団体の掘り起しについてということで、今年度につきましては試み的でございますけれども、事前相談という形で早めの周知ということで2月の広報等にもあげてはあります。あとはその3支所についての連絡会議等でもやっておりましたけれども、やはりそれぞれの公民館やその他活動団体等への口コミでの広がりとか、あとは具体的に今考えているところでございます。やはり我々が持っているところでの情報を伝手に、働きかけをするというような形を考えているところでございます。

綾城委員 今の市民のちから応援補助金ですけれども、昨年と今年と執行するにあたって少し中身が変わったというような話を聞いておりますけれども、具体的にどういったところの変更になったのかお尋ねいたします。

岡田市民活動推進課長 今年度の事業の相違点につきましては、募集要項等については特に変更はないんですけれども、補助額につきまして本来で言うところの市民活動の補助額について、自己負担分を少し頂くような形での制度設計に変えさせていただきました。これについては今までの平成 26 年から課題提示型については進めてきておりますけれども、やはり実際にその団体についてもそれなりの自己負担額と言うか、自己資金額をもつての提案・申請なども多い実績もありますし、また審査委員会等、この事業については提案型についての事業審査委員会の中での委員さんからのいろいろなご提言の中にも、継続的な事業を進めていく中でも自己資金を持った形での事業設計が望ましいのではないかなというような意見を頂いておりますので、今回 25 万円までの事業については 5 分の 4 の補助、25 万円を超える部分については 2 分の 1 ですけれども 40 万円までというような形での、補助額のところでの申請する団体の自己資金を用意していただくような形に変えているところでございます。

岩藤委員 この募集等審査経費の 27 万 1,000 円で出ているんですが、支所にも審査員の方がいらっしゃると思います。それでその支所の審査員の方とここの審査員が被るとか、そういうことが。どういう方が審査員に選ばれるのかというのをお聞かせ願えたらと思います。

岡田市民活動推進課長 今の審査員についてということでございます。少し支所とも話をした中で、やはりメインとなるのは地域の実情がよく分かる方ということにしております。あとそれとある程度識見を持っていらっしゃる方のような形になりますけれども、やはりそこの一番は地域の実情なりが分かる方をお願いしたいというような形で考えているところでございます。

岩藤委員 その地域というのは支所の審査員ですか、それとも今のこちらの方の審査員でしょうか。

岡田市民活動推進課長 答弁漏れで申し訳ございません。まず本庁については現在のところは 7 名の委員さんがいらっしゃいまして、その中では市民活動団体等の専門的な大学の先生なり、あとはそういう市民活動団体の経験が多い方と。それと市内でのそういう市民活動をされていらっしゃる方などをやっております。それと行政関係者という形で審査をしています。支所についても同様な形でと言いますけれど、やはりそこは知見を持っていらっしゃる方も必要ですけれど、どちらかと言うと地域の実情が分かる方が地域の特色というか、支所というか、そこに独自の部分、地域の特色のある部分の事業について分かるのではないかなと思っていますので、そういう方を配置できればというふう

に支所のほうにお願いしているところでございます。

岩藤委員 最後に 1 点ですけど、被らない、人員的には同じ方が本庁の分と支所の分の審査には加わらないという認識でよろしいですか。支所の方が本庁のほうに審査に関わるとか、そういう被る場合があるのかどうか。それを最後にお聞きしたいと思います。

岡田市民活動推進課長 行政関係者の場合のところ、関係する可能性はあるというふうに思っています。

綾城委員 1 点確認です。この市民のちから応援補助金の、支所にも出張所にもついたということなんですけど、これはだから、たとえば日置の方だったら日置支所みたいな。油谷の方だったら油谷支所というふうに、ある程度エリアが縛りが出るというか、たとえば通の方だったら、仙崎の方だったら出張所に行ってくださいとか、そういったふうになるんでしょうか。

岡田市民活動推進課長 原則その支所、その団体が存在するということの地域のところに申請をしていただくということを想定しておりますが、長門市全域でというような活動というところで広く、ものによっては本庁地区で申請を受け付けるというようなこともあるかもしれませんが、基本的には団体の所在するところでの申請を想定しているところでございます。

三輪委員 その下の 109 ページ、「縁結び対策事業」ですが、縁結び対策事業費補助金 39 万 5,000 円で、次年度はどの団体に補助をされて、そこはどのような事業をされるのかお尋ねします。

岡田市民活動推進課長 縁結び対策事業費補助金についての、補助対象につきましては、基本的には縁結びイベントを行われる団体とか、あとは縁結びカフェというところになっておりますので、カフェについては登録されているカフェ。団体については基準はありますけれど、昨年で言えば商工会議所女性部とかだったり、縁結び大使さんのそれぞれのグループであったりとかいうことでありますので、今年度補助対象者が決まっているというところではあります。想定はそういったグループであります。

三輪委員 それで、この補助金については当然、実績を求めんにやいけんと思うんですが、今までいろんな補助金を出された団体でいろんな出会いの場を作るとかいろんな事業をされていますが、改善点とか反省点とかが上がってきていれば教えていただきたいと思います。

岡田市民活動推進課長 縁結びイベントについては、平成 24 年度から始めております。来年度で 8 年目というところで、課題と言いますか、本年度についての課題は、縁結びカフェについては平成 30 年度はけっこう回数が 12 回とか多かったんですけど、今年度は 1 回しかなかったところがあります。というのは、やっぱり補助金の使い勝手というか金額が少額の割に補助金の申請が少し手間

がかかるとかというような状況も聞き及んでいるところでもあります。イベントについては、それなりにやれていたところでもあります。実績を求めるところで、うちのところではなかなかそこについては、イベントをやってカップルの成立については報告がありますけれど、成功までに至ったかというところは実績ができていないところがございます。そういうところまで、どこまでを調べていくかというところは課題ということになりますので、あとはカフェに対する補助とかについての少し、申請なり相談体制を見直していかないといけないのかなというふうに考えております。

三輪委員 それで補助金を交付するにあたって、ただイベントをやった、良かった、人が集まっただけではなくて、やっぱり、商工会議所女性部であれば世話好きのおばちゃんの尻を叩くように、補助を出すときに付け加えて実績を出すように強く求めていかれたらと思います。これは私の意見ですから返事はいりません。

林委員 今、先ほど今年度縁結びカフェとかいろいろやったというふうなお話も聞きました。それでも昨年の 30 年度決算を見ると執行率が 38.1%というふうに非常に低い数値でありますけれども、ちょっと 1 点三輪さんの関連なんですけど、縁結び大使の登録者というのが 3 月末現在どれくらいいて、そういった方の情報交換会というのはどのくらいの頻度でやられているのか。それが非常にこの事業、縁結び大使が実際労働的に活動されて動いてこそやっぱり成果というか発揮できると思いますので、そのあたり。

岡田市民活動推進課長 今縁結び大使についてですけれども、今日現在 12 名の方の登録がございます。今情報交換会につきましては年間 2 回程度情報交換会をやっていきたいというふうに考えております。労働的にというか、そういうところは機動的に動けるように、そこは配慮していきたいと考えているところでございます。

先野委員 今林委員のほうからありました。登録者数が 12 名でしっかり公開についても労働的にやっていききたいという話があったと思います。先ほどからずっと話が過去について進んでいるのか、あんまり進んでいないみたいな話、それで執行率が低い話も出たと思います。その執行率についてはなかなか難しい部分があるという話で、今回も同じように予算立てをされていると。なぜこういうふうになっているのかと、今の縁結び大使のこともかなりあるんだろうと思うんですが、これやっぱりやるのであればしっかり結婚までやれるような形で僕は進めていかれたほうが。やめるんだったらやめたほうが良いという田村委員も言われていましたけど、どっちか一方にされたほうが私は良いと思うんですよね。今後結婚についてはなかなか進んでいない、情報収集していないという話もさっき岡田課長のほうがされましたけど、そういう部分について今後

どのように考えているのか、またしっかりやっていこうと思われれば、私はそういうふうな形で進めていかれるのが、今後予算立てされるのに活かした予算になると思いますがどうでしょう。

岡田市民活動推進課長 今の縁結び事業についてですけれど、ご存知のように結婚というのは極めて個人的な事柄なので、田村委員さんなんかはそれは行政になじまないのではないかというふうな意見もありましたけど、やっぱり一つは我が国というか、国においての人口減少対策なり、中長期的な対策として結婚・出産の後押し、子育て支援的な取り組みの中で行政課題としてやっているところがございます。そして、縁結び大使についても実績については、今年度は婚姻届まで出されたというのが 1 件あります。今ご相談に来ていらっしゃる方が 1 件ありますので、2 件の実績が今年度見込まれているところでございます。そうした中でやはり、進めるか進めないかというような判断の部分については、内部においてはある程度こういう数値目標というか、そういうのを置いた中で判断をしていきたいということで事業を進めてまいりたいと思っています。

三輪委員 125 ページの「健幸資源活用によるまち・ひとづくり事業」のうちの市民活動推進課に関する部分でお聞きします。地域運営会社体制整備事業費補助金 550 万円、それと業務委託料のうちの 220 万円の 770 万円ですか、を俵山地区に設立予定の地域運営会社に支援するということですが、この俵山地区に設立予定の地域運営会社の会社概要、商号、所在地、代表取締役、資本金、従業員数、主な事業を教えてください。

岡田市民活動推進課長 今俵山に設立予定の地域運営会社につきましてですけども、地域運営会社というふうに予算説明書に書いてあります地域運営会社でございすけど、こちらのほうでの我々が聞き及んでいる資料につきますと、商号については株式会社 SD ワールドという名前で、SD はスパ・ドリームということの略でございすけど、温泉を中心とした俵山地区の経済再生に取り組む地域資産の積極的な活用による産業の活性化を図る。温泉街の魅力創出による賑わいと地域の活力を見い出す先人の知恵や技術、文化を受け継ぎ、新たな価値の創造に挑戦する。地域に貢献する喜びを大切に多様な担い手の活躍を支援すると。会社コンセプトとしては、徹底的な地域主義、温泉から新たな歴史を刻むというような形で目標資本金、当初は 800 万円という形、役員体制としては代表取締役、以下取締役で 10 名前後というようなところを聞いております。本社所在地につきましては、俵山の湯町 5149 番地ということで、紺屋旅館さんというのがあるそうでございすが、そちらのほうに本社を置くという形で、具体的な事業としては飲食業、旅館業、あとイベントキャンペーンの企画、広告宣伝、情報媒体の企画や雑貨の販売等というような形に、それに関連する諸事業をするというふうに聞いておるところでございす。

林委員 それで 550 万円なりの補助金の根拠というのは、算定根拠というのをちょっと説明してください。

岡田市民活動推進課長 550 万円の算定根拠でございます。基本的には県との協調した補助をしていく中での什器類、食器とか棚、調理器具といった備品類についての 550 万円ということで、細かい内訳についてはまだ大ざっぱなものですけれど、各種機器類、そういう備品類を積み上げた数字での 550 ということを考えておるところでございます。

先野委員 ちょっと 1 点だけ確認したいんですけど、今、紺屋旅館という話をされたと思います。ここについては、ちょっと違うところでも、定住のほうでも予算措置されています。今回、紺屋旅館にしては、私が聞きたいのは、ここはかなり古くて見に行かれてはいないと思いますけど、私の地元ですのでよく分かるんですが、ここをもし会社にするとなると、これだけの予算では私は足りないと思っています。今備品類の話もされたと思うんですが、その点についてどのように、課として考える予算立てをされようとしているのかお伺いします。

岡田市民活動推進課長 今 SD ワールドさんから事業計画が出て、当然紺屋さんというのがかなり古いという、改修が必要だという話も聞き及んでおります。先ほども少し言いましたけど、県と協調しての支援をするという中で、我々市のほうとしては飲食事業等に関する旅館業に一部含むものかもしれませんが、備品等の補助であります。県のほうが改修事業があるというようなところが聞き及んでおりますので、そちらのほうでの対応を考えているところでございます。

中平委員 予算書 123 ページの「市民相談事業」一番下のほうに萩法律センター補助金 41 万 1,000 円というのがありますが、どのような事業に対して出されておられるのでしょうか。

大迫市民活動推進課長補佐 ただいま萩法律センターに対する補助金ということでお答えさせていただきます。現在弁護士による法律相談は市独自の取り組みとして本庁舎で毎月 1 回、各支所で持ち回りの計 18 回無料法律相談というのを実施しております。これは市からの委託事業としてやっております。それとは別に萩法律センター主催で毎週火曜日午後 1 時から午後 4 時までの間に長門市地域福祉センター 2 階相談室において実施されております。これは山口県弁護士会主催ということにはなりますけれどもされております。こちらについては相談の基本は 30 分 5,000 円という有料相談が基本ですけども、多重債務や民事の交通事故等の相談については無料というところで実施されております。この運営に係る経費の一部を長門市、萩市、阿武町において負担をしているというところでございます。

先野委員 予算書が 109 ページ、038 結婚新生活支援事業についてお伺いします。前年度も同じように上がっていて、厚生労働省の予算であります、そのかたちでたぶんまた予算立てをされているんだろーと思います。34 歳以下の世帯で今の世帯収入、所得制限があったと思います。この部分について今の実績がどのような形くらいになっているのか、問い合わせがあるのかどうか。

岡田市民活動推進課長 結婚新生活支援事業についての今年度の実績ということでございます。相談件数は今のところこちらで把握している件数 7 件。ただし、補助申請交付までに至っているのは現在 1 件というところでございます。

先野委員 7 件問い合わせがあつて 1 件しか行っていないという話でありました。所得制限等あるからなかなかこれについては国の予算ですよ、国からのお金をどうのこうのというのはなかなか難しいと思いますが、決算の中にも書いてありましたが、まずこれ知らないという方も結構いらっしゃって、油谷の方で若い方から聞いて、こっちで新生活をするのにこういう予算立てがあつたということを知らなかったという話をされた方が 1 人いて、そういう啓発についてもしっかりやっていければ、もう少し申請される方が、私は増えるんじゃないかなというふうな思いもあります。その点についてお伺いします。

岡田市民活動推進課長 周知につきましてはうちのホームページとか広報等がやっておりますけれど、婚姻届の提出時等にご紹介をしていくというところも今やっております。ですから支所、本庁のところで婚姻届等が出てきたときには、相談をしていただくようチラシを渡すとか、そういったかたちを考えておりますし、今年度ですけど不動産事業者さんの部屋を借りたりとかいうようなことでご相談がきたりするところで、もしかしたら周知が可能なかなと思って、試しで何件か、1 件ほどですけど不動産屋さんにも協力を願っているところでございます。

先野委員 予算書 125 ページ、上の方になりますが、消費者行政推進事業の中の庁用備品ですかね。これ今までにありませんでしたが、これはどのような備品になるのかお伺いします。

大迫市民活動推進課長補佐 消費生活センターにおいては出前講座等で啓発事業を行ってきております。固定電話を使用した詐欺は手口も巧妙化しており、昨年東京都では、アポ電被害が発生するなど、悪質化もしてきております。独居老人というか、高齢者世帯も増加していることなどから、未然防止対策というのが重要になってきているというふうに考えております。そのため、未然防止対策の一つとして、事前警告機能のある普通の録音装置、これを貸し出しを整備させていただきまして、貸し出しを行うことによって高齢者の財産を守る対策の一つとして、取り組んでいきたいというふうに思いまして、この度庁用備品として計上させていただいております。

先野委員 今録音装置ということで、未然防止のためのということで言われたと思います。これ美祢、萩ではこういうこともかなりあったとお伺いしております。たぶんそっちの方でもつけておってんじゃないかなと僕は思うんですが、長門がかなり遅れてつけられたんじゃないかなと思うんです。未然防止と言われたけど長門でもかなり、僕の知っている限りでは相談が何件かありましたから、ふとんのセールスとかですね、こういうことも委員会の中で、市民相談の関係でかなり前から話をしています。遅れた理由と、録音の、僕は萩とか長門は早くにつけていると聞いたんですが、なんで長門がこんなに遅くなったのか、その点についてと、今後の対策についてどのようなことを考えているのかをお伺いします。

岡田市民活動推進課長 ただ今通話録音装置の整備が他市と比べて遅れているのではないかとというご質疑ということでございますが、我々のほうも、市民相談のほうになかなかそういう実態被害が入ってこなかったということがあります。ただし、その通話録音装置が効果があるということは消費者センターの中の研修の中でも、または国からの周知の中においても聞いてきておったところでございます。このたびいろいろと消費生活センターというか、消費者相談をしている中で、やはり必要であろうというところで予算折衝した中での結果というところでございます。それと、これからの対応でございますが、当然台数が20台を貸し出し整備しておるところでございますが、こうしたところとかあと出前講座をできるだけ積極的にというかたちで貸し出しをして、高齢者に対する消費者被害を未然に防ぎたいというふうに考えておるところでございます。

岩藤委員 予算書109ページの040男女共同参画推進事業についてお尋ねをいたします。今回、昨年と比べて160万円の予算がついておりまして、昨年度が80万円ということで、倍くらいの予算額がついております。見ておきますと、イベント・講演会等開催委託料で80万円上がっているわけですが、どのような内容のものかお尋ねいたします。

岡田市民活動推進課長 予算の増額80万円についてはこれは地域女性活躍推進補助金を活用した男女共同参画イベント、昨年40万円でしたけども、内容を拡充して80万円としているところでございます。内容につきましては、女性活躍のためのシンポジウム的なところ、やはり、特に男女共同参画における女性の社会進出についての新たな働き方とかそういうところも含めた、そういうようなNPOもありますので、そういうところで決した事業を開催していきたいというふうに考えているところでございます。

岩藤委員 具体的には決まっている内容なんでしょうか。

岡田市民活動推進課長 具体的というか、この補助金をいただく関係上、実施計画についてはセミナーとシンポジウムというような形を複数回開催をしてい

くというふうに決めておるところでございます。講師までは未定でございます。
岩藤委員 最後の質問をさせていただきますが、昨年の決算の時の課題として令和3年度末までの第3次長門男女共同参画計画の次期計画について、男女共同参画に係る意識調査、アンケートですけれども実施に向けた検討、また国の女性活躍推進法に沿った市の女性活躍に関する施策の検討が必要であるというふうに書いておられますが、令和2年度でどのようなことを計画というか、どのようにしていこうと思われているのか、おたずねをいたします。

岡田市民活動推進課長 男女共同参画の第3次の計画があつて、これが令和3年度末までとなっておりますので、令和2年度につきましては市民アンケートというところでの予算を郵券料等、あと印刷製本費用を計上させていただいております。令和2年度での市民アンケート、そしてその結果をもとに、庁舎内での男女共同参画の次期計画を策定し、その内容については男女共同参画審議会の方に諮問をし、意見を聞きながら令和3年度末までに向けての策定というかたちで今計画は考えております。またそれに合わせての女性活躍のための、男女共同参画に関する講演会等について意識啓発についても引き続き考えてまいりたいと考えております。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、市民活動推進課 所管の審査を終了します。それではここで、市民活動推進課の皆さんは退席をされてかまいません。次に、総合窓口課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 総合窓口課につきましては、予算書130、131ページ、第2款「総務費」、第3項「戸籍住民基本台帳費」、第1目「戸籍住民基本台帳費」900「戸籍住民基本台帳費」のシステム改修委託料では、戸籍法の一部改正及びデジタル手続法施行に伴う住民基本台帳法の一部改正に対応するため、戸籍システム及び住民基本台帳システムの改修に係る経費等として、システム改修委託料を対前年度比1,634万6,000円を増額して計上しております。

また、同ページの通知カード・個人番号カード関連事務費交付金では、マイナンバー通知カード及びマイナンバーカード関連事務並びに電子署名等に係る事務については、現在、地方公共団体情報システム機構に委任しておりますが、昨今のマイナンバーカードの普及促進により、カードの申請が急増しており、これに伴いカードの製造や申込み処理、発行並びに電子証明書の発行等に係る事務経費が増加したことから、地方公共団体情報システム機構への事務費交付金を対前年度比1,275万5,000円を増額して計上しております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

先野委員 このことについて増額の予算を聞こうと思っていただけ、補足

説明で部長が言われましたので聞きませんが、今の住民基本台帳のところです。予算書の 131 ページ、通知カード・個人番号カード関連事務費交付金、今ここに説明を、増額された理由についてお話をされましたが、このマイナンバーカードの普及促進により、カードの申請が急増していると言われたかと思えます。これの 30 年度の実績というか、申請率は今どの程度あるのかお伺いします。

中野総合窓口課長 マイナンバーカードの申請率でございますが、令和 2 年 1 月 31 日現在で申し上げます。長門市では人口 3 万 3,473 人、これが昨年 1 月 1 日現在の人口です。これに対しまして長門市の場合が 5,820 人、1 月末に申請をいただいております、17.39%でございます。1 年さかのぼりまして、平成 31 年 1 月末では 13.9%で、さらに 1 年さかのぼりまして、平成 30 年 1 月 1 日では 12.3%ということですから、1 年前からの 1 年間では約 1.6%ですが、この後の 1 年間では約 4%近くが増えているということで、今後いろいろな施策が行われることから、増が見込まれるということで考えております。

先野委員 かなり増えているというような話だったと思います。これ国の、国からのお達しというか、マイナンバーカードをようけ作りなさいよみたいな話だったと思うんですが、国の施策の中にも書いてありますが高齢者等についてはなかなか、申請するのがめんどくさいから申請しないとか、若い方でもそういう方がいらっしゃるという話を聞いております。その点についてどのように考えて今後啓発していくのか、そういうことについてお伺いします。

中野総合窓口課長 令和 2 年度では今回、会計年度任用職員を追加するかたちにしておりますが、その中で、自分でたとえば写真を撮りに行くことができないとか、スマートフォンですとかパソコンを簡単に操作することができないという方のためにこちらの方でそういったものをお受けして、直接オンライン申請を支援するというような作業をして直接窓口でその場で申請ができる、そういう体制を整備していこうと考えておりますので、そういった方々にも気軽に寄っていただこうというかたちで今後広報なりを進める中でそういったことを周知して、1 年かけてこういった申請率を上げていきたいというふうに考えております。

中平委員 同じページのその下の社会保険料、これ今までなかったと思われるんですが、これはどういうことでしょうか。

中野総合窓口課長 今までは臨時職員等雇用しておりませんでしたので、今の 129 ページの話であろうかと思いますが、会計年度任用職員の報酬とセットで社会保険が発生しますので、その保険料を報酬も社会保険料も今回新たに設定するものでございますので、1 名分でございます。よろしいでしょうか。

岩藤委員 今の課長の答弁の中に 4 パーセント増えることに当たっては国の施

策が打ち出されるということなのですが、今どのようなことが増える要因の施策として考えられているのか、話せる内容だけでもお聞かせ願います。

中野総合窓口課長 すでにこれが適用されているものとしましては、様々な行政関連のオンライン申請についてはこのマイナンバーカードに電子証明書というものがあるので、本人の証明用に含まれている証明書を活用して、たとえばイータックス、確定申告のオンラインでの手続き、それからたとえば各種の国、県、市町への行政機関への電子申請の場合にこれが必要になります。それから今後の方向としてはまずオリンピック終了後の9月からこれを持っていらっしゃる方のキャッシュレス購入に関してのポイント事業、2万円の購入をされた場合に5,000円のキャッシュバックがあるというような事業がスタートします。それから来年の3月以降になりますが、各医療機関で本人確認をする際に今は健康保険の被保険者証が必要になっておりますが、それがこのマイナンバーカードを使って写真と資格のいずれも満たした場合に受診ができるというかたちで本人確認ができるシステムが導入されることになっております。こういったかたちで今後次第に社会的な本人確認用の素材としてインフラが整備されていくことが進められておりますので、免許証をお持ちでないとか、保険証を忘れたとかいう場合に、この保険証の中には現在、他の機能としては限度額認定証ですとか、限度額証といった機能を今だったら保険証とは別に持っていなくちゃいけないのを一本のカードの中に、そのためのキーとして収まります。ただし、そのカードの中には個人情報としてそういったものが入らずに、別の場所にオンラインで、つないで医療機関が確認するという、そういったことを行うことによって便利化するというかたちになってきますので、こういった施策によって全体への普及を進めていくというかたちになろうかと思えます。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、総合窓口課 所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は10時50分からとします。

— 休憩 10 : 38 —

— 再開 10 : 50 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。発言の申し出が執行部の方からございましたので、これを許可いたします。

川野市民福祉部長 先ほど市民活動推進課の予算の中で、市民活動団体活性化事業これにつきましては、市民のちから応援補助金につきましては、支所・出張所という発言をいたしましたけれども、あくまでも支所分のみということに

なります。この事業につきましては、出張所にはこの予算はついてないということでございますので、ちょっと訂正させていただきます。

重村委員長 それでは地域福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

川野市民福祉部長 地域福祉課につきましては、予算書の 144、145 ページ、第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 3 目「障害福祉サービス費」の 025 「地域生活支援事業」では、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを令和 2 年 4 月から地域福祉課内に設置し、個別支援を行う相談機関への指導・助言・人材育成等を通じて、地域の支援力の向上を促すための相談員 2 名を配置することとしたため、これに係る人件費 507 万 8,000 円を新たに加え、「地域生活支援事業」全体としては 5,483 万 4,000 円を計上しております。以上で補足説明を終わります。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

岩藤委員 145 ページ、今部長の方から説明がありました 025 「地域生活支援事業」の基幹相談支援センターのことについてお尋ねをいたします。このセンターを設置した理由についてお尋ねをいたします。

小林地域福祉課長 基幹相談支援センターの設置理由ということでございます。本市における相談支援業務の現状をちょっと説明させていただきますと、障害がある方が契約に基づいて障害福祉サービスの計画を立てる、それをお手伝いする事業所が市内に 5 箇所ございます。その 5 箇所のうちの 2 箇所に、サービスを受ける計画を立てるだけでなくて全般の相談をする一般相談を受ける事業所がそのうち 2 箇所ございます。この 5 箇所、2 箇所とも個別相談に特化した対応をしておりますので、市全体の例えば地域課題であったりといったものを集約する機関がございませんし、それぞれの 5 箇所のスキルであったり、マネージメント力を高い水準で保つためには、そういった俯瞰的に見る機関が必要ということで国の方の方針も出されておりますので、今の計画・相談事業所、一般相談事業所の上に立つ基幹相談支援センターを設置することに決めたところでございます。

岩藤委員 今回の相談員報酬は 2 名ということで先ほどお聞きしましたが、この資格等についてはどのような資格を有しているのか、限定があるのかどうかお尋ねをいたします。

小林地域福祉課長 今 2 名を配置するというので、今の予算書の 145 ページの 025 「地域生活支援事業」の障害福祉相談員というのが 1 人と、その下に基幹相談支援センター相談員のこの 2 名を雇って、その基幹相談支援センターに配置すると。そして職員 1 名、保健師を配置して 3 名体制でこのセンターを運

営しようというふうに考えているところでございます。1 名については保健師、もう 1 名については社会福祉士の資格を有する者を雇用する予定にしております。

吉津委員 この基幹相談支援センターですけれども、この業務内容とかというのをもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

小林地域福祉課長 業務内容ということで、先ほどの答弁とちょっと重複する部分もあるかも知れませんが、市内の 5 つの計画相談事業所にそれぞれ相談員がいらっしゃいますし、それぞれが障害者との話によって福祉サービスのどういったサービスを受けるかという計画をつくっていただくと。ただ、そのサービス自体がその方に合っている、合致しているのかどうか、どういったものが考えられるよとか、そういったスキルアップを含めてマネジメント力もアップすることのねらいがひとつ、そして基幹相談支援センターの市としての大きなねらいというのは、個別相談であがった課題が長門市全体、地域の課題である場合が結構多くございます。そういったものを集約していただいて、行政とやり取りをして障害者ビジョン、計画等に反映していくと。そういった役割をこの基幹に期待しているところでございます。

岩藤委員 これから展開をしていくことで、周知的なことというのはどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

小林地域福祉課長 周知ということでございますが、本市の障害者施策を推進するにあたって、障害者自立支援協議会というのを相談事業所であったり、行政も含めて協議会をもっております。その下部組織に 4 つの部会を持っております、その中に相談支援部会というのがございまして、こういった基幹相談の位置付けなんかも 2 年間ずっと協議してまいったところで、この基幹相談支援センターの必要性というのも関係者にはもう周知済みでございます。それを今 4 月から立ち上げるということで、関係機関についてはもう周知そのものはしております。一般市民と言うか、障害者または障害者の家族にとっては個別計画の中で、個別相談の中で対応できる部分でございますので、そこでしっかりやっていただく部分は変わりはありませんので、そこで挙がってきた課題等を集約するというところでございます。

岩藤委員 143 ページです。「社会福祉総務費」の中の 900「社会福祉総務費」の社会福祉協議会運営費補助金が、令和 2 年度は 4,652 万 9,000 円ということで昨年に比しまして約 400 万円弱増えています。そしてその前年度を見ましても、平成 30 年度は 3,800 万円ということで、年々補助額が上がってきているんですが、その理由についてお尋ねをいたします。

小林地域福祉課長 社会福祉協議会運営費補助金というのが、社会福祉協議会の地域福祉事業であったり、法人運営に係る財源の無い事業をしていただいて

いる部分がございます。これについて本庁 9 人、支所 2 名ずつの 6 人、計 14 名の人件費について行政のほうがこれまでも補助金を支出して基盤強化に役立てていただいたところがございます。これまではその 14 名の人件費の 70%、これを補助することで行っていたところがございますが、残りの 3 割については社会福祉協議会自体が介護保険事業等をやっているといっていますので、そのへんの余剰金等を充てられてきたところがございますが、そのへんの介護保険事業の収支等も少し悪化してきた関係で、その 3 割の補填部分がちょっと難しくなってきたという実情がございます。令和 2 年度についてはこれを 80%に上げた結果、4,652 万 9,000 円の補助金という結果になったところがございます。

岩藤委員 この社会福祉協議会さんの事業等ですね、市としてどのように精査しておられるのか、その分析内容が分かりましたら、どのように分析されているのかちょっとお尋ねをいたします。

小林地域福祉課長 分析と言うか、行政の役割と民間事業者の役割、その狭間と言うか、法の狭間をきっちりフォローしていただいているのが今、社会福祉協議会なのかなというふうには行政としては思っているところがございます。それがいろんな事業を通じてやっていただいているところかなというところがございます。

先野委員 予算書 143 ページ、035「障害者福祉タクシー助成事業」についてお伺いします。これは 30 年度までは 4 級が下肢の障害の方だけでしたが、令和元年から 4 級 1 種、解除が必要な方も対象者に拡充をしておられると思います。これは本年度は決算を踏まえてどのように予算立てをされたのかお伺いします。

小林地域福祉課長 この当初予算書の 143 ページ、助成事業が昨年度より約 50 万円強、増やしております。この内容については、これまで先ほど委員さんからもいろいろご指摘をいただいたところがございます。要は公共交通機関の終了の場所まで遠い方、あるいは自宅から病院とか目的地まで遠い方に対してのフォローが少し足りないのではないかとというご指摘もございました。それともう 1 点、実はタクシーの初乗り料金がこの 2 月に上がりました。小型で 630 円だったのが 690 円と上がっております。こういった方については、例えば今まで 1 回の乗車につき 2 枚までということで 1,000 円までということになりますが、その初乗り料金が上がったことによって、その距離が短くなって手出しも増える可能性もあるということで、昨年来、民間のタクシー業者からも上がるよということもう一応、何か対応していないとまずいんじゃないというご指摘も頂いていたところがございます。それともう 1 点、今、乗車 1 回あたり 2 枚までをいろんな利用率、申請に対して使用率が 5 割も満たないのはいかがというご指摘も頂いております。これのきっかけになるかどうかというのをちょっと不安なところもありますが、1 回の乗車を 2 枚から 3 枚までに 4 月から

始めようということで、今取り組みを進めているところでございます。

先野委員 2枚から3枚に増やそうという、初乗りの部分を緩和していくみたいな話だったと思います。使わない人もこの長門市内にはアンケート調査を確かとったときに、30%前後の方がいらっしゃる、何故かと。そういう方は近くだからなかなか使わない、返還していると言うか戻している方も確かいらっしゃったと思います。今、増えるような話もされましたけど、ちょっと心配があると言われた部分は多分、交付枚数が48枚ですから一度に使った場合、かなり困るのではないかという不安な部分と言われたのはそこではないかなと私は察しております。今後、市として次年度に生かすために、他所では初乗り等の部分も含めて距離的に部分をやられている市も確かあるというふうに課長の方から答弁いただいた部分があると思うんですが、その点を踏まえて次年度にどのように生かすのか、また今から3枚に増やして実験的に多分やられるんだろうと思いますが、もしこれが駄目だった場合に2枚に戻すのか、その2点についてお伺いします。

小林地域福祉課長 距離によってということで私のほうも発言したと思いますが、距離によって1回あたり使う枚数を変えている自治体もございます。それも一つの方法かなと思いますし、そのへんは今回3枚にしてみて、特にゼロ枚の方と48枚使われている方以外の1枚から32枚程度まで、そのへんの利用枚数が伸びるかどうかなをこの1年じっくり見させていただきたいと。その次の段階で目的地までの距離によって枚数を変えるのか、ただ3枚まで上げたものを2枚に戻すというのはさらさらございませんので、そのへんだけはしっかりお約束できるかなというふうには思っています。

先野委員 1枚から32枚まで研究して、そのあとについては枚数は戻さないよというみたいな話だったと思います。なかなかこれ難しい部分もけっこうありますよね。長門市においては確か自動車税の減免を受けている方、住民施設の移送サービスを受けている方でも対象になっているというような条件もあったと思います。すごくよそに比べて、課長が自ら、うちはそよに劣っていないよという話もされた、決算のときにもあると思います。山口市では確か300円、人1枚がですね。うちは1枚が500円だから、前回も決算の話ですけど、そのくらいまでやっちゃるんじゃけうちはよそに負けていない施策であるみたいな話を。26年度から確か2枚まで拡充して、山口県では長門市が初で確かやったと思います。枚数がどうのこうのじゃなくて、これやっぱり使いやすい制度に変えなくてはいけないという部分が強い、そこが僕はやっぱり昔から言っているんですけど、今他市の話とかも少し変えられましたけど、どの程度まで今後考えていかなくちゃいけないというのをやっぱり中で協議したり、アンケートの中にあつた近くで使わない方がなぜ使わないのかということがよく僕は、近

いからいらんよみたいな感じで変換されるんでしょうけど、その点についてもしっかり研究してほしいんですが、その点についてお伺いします。

小林地域福祉課長 ゼロ枚の方はいろいろな要因があって使われない、基本的には交通手段をお持ちの方がもしものために申請されるという部分もありますし、いろんな要因があってゼロ枚という予測はできるんですけど、使い勝手が良い制度にすることももちろんではございますけど、市全般の公共交通は高齢者も含めた足の確保というのはこれだけでは解決するとは到底思っておりませんので、そういったものを市全体の協議の中で、じゃあこの保管する障害者福祉タクシーについてはどういうふうに進んでいくかということをしつかり内部で検討してまいりたいと思っております。

岩藤委員 今先野委員の、利用の中で、やはり障害者というところもあると思うんですけど、今の市内の業者さんの中でどのようなタクシーと言いますか、障害者の方が車椅子とかそういう乗り物も必要だと思うんですけど、その内容と言いますか、どういうサービスというか業者がされているのかをお尋ねいたします。

小林地域福祉課長 市内のタクシー業者というのが 9 社ございます。民間も含めて社協さんなり、福祥会さんなり事業所の部分、それが 9 社ございます。もう一つストレッチャータイプ、ストレッチャーで使うタイプの事業所が実は長門市内あったんですけど廃業というか取りやめされましたので、この方々の対応についてどうするかということで内部協議した結果、近隣の市の事業所と個別契約、ストレッチャーだけに限った対応をしていただくということですね、今 2 社ほど萩市と山口市の業者と今年に入って契約を済ませ 4 月から開業するように進めておるというふうに考えております。

岩藤委員 予算書が 142 ページで、障害福祉サービス費が前年度に比べて 2,672 万 6,000 円ほど増額されておりますが、この根本的要因をお聞かせ願えたらと思います。

小林地域福祉課長 増額の要因でございます。143 ページの 010「障害福祉サービス等給付事業」のほうをご覧くださいと思います。その下に障害福祉サービス等給付費、障害福祉サービスの給付であったり、障害児の通所給付だったりをしております。この予算が 9 億 9,818 万 6,000 円計上しております。これが昨年より約 3,000 万円増えております。増えた要因というのは、特に通所児童のほうは約 2,000 万円、障害児童が約 1,000 万円、合わせて 3,000 万円ほど昨年度より当初予算が膨らんだ、計上したということでございます。

岩藤委員 139 ページの「社会福祉総務費」020「長門市戦没者追悼式開催事業」についてお尋ねいたします。これ昨年度はなかった使用施設料 6 万円が上がっておりますが、これについての説明をお願いいたします。

小林地域福祉課長 戦没者追悼式につきましては、これまでも例年参加者というのがだんだん減ってきていると。昨年も 180 名超えた部分ですが、ルネッサのアリーナでやっていたところですが、けっこう準備が大変なんです。椅子とか。大きい空間で真ん中にちょこっと、委員の皆さんもご指摘いただいたのでお分かりかと思いますが、ちょっと場所のキャパにしては人数がだんだん少なくなっているということで、令和 2 年度はルネッサの劇場でやろうということで椅子のほうもパイプ椅子よりも座り心地も良いですし、そのへんで施設とも協議いたしましてルネッサの施設使用料として 6 万円を計上しているところがございます。

岩藤委員 経費というよりも、参列された方、劇場なんかは固定椅子ですので、やはり移動というか高齢者の方が横にスムーズにいかないとすごく流れないんじゃないかなという危惧もするんですけど、ちょっと金額はあれですけど、献花の仕方とかはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

小林地域福祉課長 まさにそこをどうするか、献花のときに足の悪い方が壇上まで上がっていただくのかということですね、今最終的には決めておりませんが、壇上に上がられない方のために段の下に別の献花台をもって、あとで係の者が代理で献花させていただくという手法を取ろうかなというふうに思っております。これまでアリーナでやっていた誘導員とは違って、一列ご案内して一方通行で迷わないようにする職員を配置するように計画をしております。

重村委員長 ほかにご質疑もないので質疑を終わります。以上で、地域福祉課所管の審査を終了します。地域福祉課の執行部の皆さんは退席して構いません。次に、高齢福祉課所管について審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 高齢福祉課につきましては、予算書 146、147 ページ、第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 4 目「老人福祉費」の 030「福祉バス運行事業」では、長門市社会福祉協議会に運行を委託しております福祉バス車両の老朽化に伴い、今回リース契約にて車両を更新することとしていることから、庁用車リース料 123 万円を新たに計上しております。なお、本リース契約は 5 年間の長期継続契約の締結を予定しております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 予算書 147 ページ 025 介護保険事業特別会計、説明資料の 11 ページの「低所得者の一号保険料軽減強化」とあります。この低所得者の段階というのは 10 段階あるとお聞きしましたが、軽減はどの段階からなされるんでしょうか、お伺いします。

松尾高齢福祉課長 軽減強化の段階につきましては、10 段階の中で第 1 段階か

ら第3段階の所得の対象の方に適用となります。

中平委員 この強化は次年度でやって今年度はどのような方がされていたんでしょうか。

松尾高齢福祉課長 今年度の軽減強化につきましても、第1段階から第3段階ということで、来年度も継続の段階の階層で適用することとしております。

綾城委員 予算書147ページ、敬老祝金事業69万円です。平成31年度、元年の当初予算は439万円だったんですね。今年度は69万円に大幅に減額になっているということですが、その理由は何かお尋ねいたします。

松尾高齢福祉課長 敬老祝金の対象につきましては、昨年度までは88歳の方と100歳の方ということで対象の方に敬老祝金を支給しておりましたが、来年度につきましては88歳を廃止し、100歳のみということで、この69万円の経費としております。

綾城委員 88歳の方を、米寿の方を対象から外したという理由についてお尋ねします。

松尾高齢福祉課長 祝金の88歳対象の方をはずした理由でございますが、例年祝金につきましては、やはり対象者の増加に伴って予算額が増額してきたところでございます。今後、高齢者に対する予算につきましてはやはり今地域の課題でございます交通弱者の問題、買物弱者の問題、そういうところに対する経費というところも考えた社会福祉政策の全体的な経費の補填を考えまして、今年度、100歳の敬老祝金のみということでさせていただいているところでございます。

綾城委員 対象から外すということはやむを得ないという判断でいるということでしょうか。川野部長に。

川野市民福祉部長 この敬老祝金につきましては、数年前にも額を100歳と88歳に渡している額を少なくしたという部分もございます。できれば継続してこの事業も行っていきたいという思いはありますけれども、先ほど課長が申しましたように、やはり他方面での政策等も考えた時にこの部分についてはやむを得なく、88歳を廃止するということを決めたところでございます。

綾城委員 最後に1点、ちなみに対象の88歳の方ですね、対象者の方はどのくらいいらっしゃるのか。

末岡高齢福祉課長補佐 令和元年度は88歳は358名、令和2年の予定が、10月時点の数字ですけども370名強の人数がおられるとなっております。

三輪委員 今の敬老祝い金の31年度にこれが今370万円減額になったということで、これの使い方と言いますか、なんですが敬老会開催事業交付金が入ります。それで敬老会事業につきましてはおそらく現状のやり方でこれからも続けていかれると思うんですが、小さい自治会は財政難にもあえいでいるところが

ありまして、先ほど橋本議員から言われましたが、対象者が 50 人以下のところには 1 万円の加算金が出るわけですが、これについて増額の検討を加えるようなお考えはあるのか。プラス 5,000 円でも。部長にお尋ねします。

川野市民福祉部長 敬老会のお尋ねでございますけども、私どもが最初 20 名以下の自治会に対して 1 万円ということでございましたけど、それではなかなか難しいという自治会も多かったことから、50 人以下というところまで上げたところでございます。これをまた増額ということでございますけども、今のところそういう考えは持っておりませんけども、一応令和 2 年度からは今まで各自治会等において開催される場合には、基本的にはお祝い会を開いてくださいと、それに関して補助をしますよというやり方をしてきました。自治会によってはなかなかお祝い会をするのが難しいというお声もかなり聞いておりますので、基本的にはそれぞれがお祝いをさせていただきたいというところではありますけども、令和 2 年度からはそういったことができない、記念品を配ることしかできないよというところに対しても、一応敬老会として認めさせていただいて私どもの方からその人数に対する助成をするというかたちに今変更して開催していただくようお願いするところでございます。

三輪委員 当然補助金交付を受けるには事業計画等、市のほうに出さなければいけないのですが、今の部長のお言葉ですと、開催にあたっては自治会の裁量に任せるということで理解してよろしいでしょうか。

川野市民福祉部長 その通りでございます。なるべく皆さんが開催しやすい方向で考えていきたいというふうに考えているところでございます。

中平委員 今の三輪議員の質問の答えに被ると思いますけど、この敬老会開催事業費は決算では長門市内 240 自治会中 221 自治会が開催し、19 自治会では開催していないと言われていますが、今後未開催自治会の理解を図ると決算では言われました。それをふまえてこの予算を措置されたのでしょうか。

川野市民福祉部長 そうですね。一応、どうしてもできないという自治会について理由がさまざまではございますけども、できれば私どもは 100%開催していただくことが理想でございますので、今回の決定によって、少しでも皆さんの負担が減って 100%に近づいていくのではないかとということで、今回の予算計上をさせていただいたところでございます。

橋本委員 今の時点で、敬老会をずっと続けていくことが果たしてベターかどうかというのがあると思うんですが、部長どう考えられますか。

川野市民福祉部長 こういったご質問があるのかなとは思ってございましたけど、私の方から敬老会をどうこうするというのは、これはやはり市長のお考えによるところが大きいと思いますので、ただ 5 年前ですか、市がやっていた敬老会をこういうかたちで自治会にお願いしてきたというのはそれなりに理由がござ

いますので、できましたら自治会の方でやっていただきたいというところでございます。今後はどうかという話になりますと、やはり前々から申ししておりますように、3年に1度くらいは自治会長さんなり、対象者の方にアンケートをとって、敬老会をどうしていったらいいかというのはまた皆さん方の意見を聞きながら決めていくことになるだろうと思います。

橋本委員 私がなぜその質問をしたかと言いますと、私はずっと敬老会をやっている立場なんです。ずっと考えていて、今この時勢は、先ほど先野委員が言われたように、おれおれ詐欺みたいなものがあるじゃないですか。はたして敬老会事業 1,000 万円以上になりますよね。これを2年に1回にして、その余った、余ったと言ったらおかしい、その予算があれば、今なにかの雑誌で読んだんですけど、おれおれ詐欺の防止に対しては電話に録音装置がついているのが一番効果的だと聞いたことがあるんですよ。だからそれをちょっと調べたら 3,500 円。それを半分ほど補助するから 7,000 何人対象者がおられると思うんですが、それをまず1年目は 2,000 人、2,000、2,000 で 400 万円ですよ。2,000 人を対象にそちらの方に回していけば、2年に1回、敬老会は今もちろん喜んでくれる方もおられますけど、今サロンとか、他のかたちでいっぱいお年寄りが出てこられるんですよ。お年寄りと言ったら失礼ですけど。それがあるから、別に毎年せんでもいい、2年に1回にして、今の時期に必要なもの、今録音ですよ。それがおれおれ詐欺の防止になるんだったらそちらの方に回すという手もあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

重村委員長 執行部発言の前に委員長として、ぜひ今年度の予算措置について審査をしております。できましたら橋本委員の点は決算の時点か、もしくは一般質問等で今後の事業の在り方ということで議論をしていただけたらと思いますが、執行部の方から回答ができるようでしたら回答を。

川野市民福祉部長 先ほども申しましたように、今回も 300 万円強ちょっと減額をしておりますけども、そういったこと、そういった高齢者等の事業にいろいろと振り分けていきたいという思いから、いろいろと取り組んではございます。先ほどの橋本委員さんが言われた高齢者のおれおれ詐欺等の対策については先ほど市民活動推進課の時の予算の時にもお話しましたように、そういった取り組みも始めておりますので、今後も拡充していきたいというところでございます。

橋本委員 申し訳ありませんでした。今度一般質問の方でやらせていただきます。

先野委員 敬老会の関連です。29 年、これ 20 人以下の自治会に対して 1 万円を加算して 30 年度から 50 人以下の自治会に 1 万円を加算するという事で変わっています。これ議会報告会でちょっと出たんですけど、敬老会を自治会で

やっている若い方がいない、今後心配と。これ伊上浦です。小さな自治会で運営が難しいため、敬老会の補助金を増やしてほしい。こういうふうになりました。この点について、どのように、言ったかね。委員長すみません。削ります。若い方がいないので今後が心配ということについて、お伺いします。

松尾高齢福祉課長 実際の敬老会の担い手をされる方の減少というところの地域の問題ということで、お聞きしておりますが、やはり 50 人以下の少ない自治会が多くございますので、加算につきましては今年度と同様に 50 人以下の自治会につきましては加算を同様にすることとしております。

先野委員部長 すみませんでした。よく聞いていませんでした。ほかの質疑をしていいですか。

重村委員 ほかというのが関連ではなく。関連はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようにしたら質疑をどうぞ。

先野委員 予算書 147 ページの 600 その他老人福祉事業の緊急通報システム運営委託料、下から 4 番目ですね。374 万円についてお聞きします。これ決算のほうでも少し触れられていましたが、緊急通報装置の設置をして家庭内の緊急事態に迅速に対応できる体制を整備するというふうにあります。これ民生委員の見守り活動の一環で、制度周知をしていると思われませんが、これ民生委員の行かないお宅もありうるという話をしたと思います。その後どのような対応をされて予算措置をされたのかお伺いします。

松尾高齢福祉課長 緊急通報装置の周知につきましては、今おっしゃいました民生児童委員の方、そして実際利用される方の中には介護サービスを利用されていらっしゃる方もありますので、介護支援専門員の会議、そういうところで緊急通報装置の説明と合わせて活用についてチラシも合わせて周知を行っているところです。合わせて、市の広報紙またはホームページ、そういうところで利用について、実際のどういう状況で申請をしたらいいか、そういう対象等のご説明を入れております。

先野委員 前回も言ったんですけど、固定電話の対応ですね。それもまだなかなか進んでいないような話が前回出ました。今年度はどのようなかたちで対応されたのかお伺いします。

松尾高齢福祉課長 緊急通報装置につきましては、固定電話ということで、同じように設置しておりましたが、今現状といたしまして、固定電話がない世帯も増えておりますので、来年度からは固定電話がない携帯型の緊急通報装置の機器を導入することとしております。

林委員 歳入歳出予算事項別明細書の 140 ページから 141 ページの歳出予算、3 款「民生費」1 項「社会福祉費」番号が 075 の成年後見制度利用促進体制整備推進事業、42 万 1,000 円。令和 2 年度からの新規予算計上されております。こ

の成年後見については、これまでどういった課題があり、この新規に令和 2 年度予算に計上された政策的意図というか、理由について説明をお願いします。

松尾高齢福祉課長 成年後見制度の利用促進体制整備推進事業につきましては、この成年後見制度というのは判断能力に不安を抱えられる高齢者、または障害を持たれている方が金銭管理、またはいろんな介護保険等の契約に伴う制度促進ということで後見人の方がつかれて、できるだけ安心な対応ができるようにということでこの平成 28 年に促進法が施行されました。それに伴いまして、実際その成年後見制度というものはなかなかわかりづらいもので、必要とされる方はいらっしゃってもどういうものなのか、またどういう手続きをしたらいいのかというところがなかなか地域の中に浸透していなかった課題がございました。その中で地域包括支援センター相談を受ける中でその制度を実施利用者の方に説明していたんですが、今年度から実地法の中で協議会、または中核機関等を設置するということが法の中でうたわれましたので、来年度につきましては協議会の設置として、その委員報酬と制度体制の整備ということでの研修旅費等を計上しております。

中平委員 今の協議会の設置と言われましたけど、協議会のメンバーとどういう方がいらっしゃるのかお尋ねします。

松尾高齢福祉課長 成年後見に対応する専門の職種といたしまして、弁護士、または社会福祉士、司法書士、または法人等では社会福祉協議会等の、そういう方々を委員として選出するような協議会を今検討しているところでございます。

重村委員長 ほかにご質疑はありませんか。質疑もないので高齢福祉課所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩をいたします。再開は午後 1 時とさせていただきますと思います。

— 休憩 11 : 41 —

— 再開 13 : 00 —

重村委員長 諸連絡をいたします。三輪委員が着席されておりませんが、ちょっと連絡を頂いておりますので、委員会のほうを再開させていただこうと思います。それでは、休憩前に引き続き会議を始めます。次に、子育て支援課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

川野市民福祉部長 子育て支援課につきましては、予算書 148、149 ページ、第 3 款「民生費」、第 1 項「社会福祉費」、第 6 目「福祉医療費」の 030「子ども医療費助成事業」につきましては、現在、小学校 1 年生から 6 年生までの全ての

子どもを対象としておりますが、更なる子どもの保健福祉の増進と子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、本事業の対象を高校卒業までの子どもに拡充することとし、その拡充経費を対前年度比 1,171 万 3,000 円増額して計上しております。なお、高校生についてのみ、所得制限を設けることとしております。

次に、近年全国的に社会福祉施設で殺傷事件等が発生しており、防犯対策の強化が求められておりますが、市内のほとんどの公立保育園・幼稚園・児童クラブでは、防犯カメラの設置がなされていないことから、施設の防犯体制を強化し、園児・児童の安全確保を図るため、各施設に防犯カメラを設置するための費用として、予算書 155 ページ、035「へき地保育推進事業」の機器等リース料、これは俵山幼稚園でございます 16 万 5,000 円、157 ページ、060「児童福祉施設等整備事業」、これは深川・仙崎・油谷児童クラブでございますが 478 万 7,000 円、163 ページ、015「公立保育所運営費」の機器等リース料としまして、これは公立保育園でございますけれども、その内 70 万 4,000 円、少し飛びますが 281 ページ、700「幼稚園管理費」の機器等リース料、宗頭幼稚園でございますけれども 16 万 5,000 円を新たに計上しております。

また、戻りますが、157 ページの 170「私立保育所施設整備事業」につきましては、同様の理由から防犯カメラを設置する私立保育園への補助金として 101 万 4,000 円を計上しております。

次に同ページの 175「副食費助成事業」では、幼児教育・保育の無償化により利用料が無料となった 3 歳から 5 歳の子どもの内、2 号認定子どもについては、これまで保育料に含まれていた副食費を実費徴収することとされており、1 号認定子どもについても、これまでどおり副食費は実費負担となっていることから、子育て世帯の負担軽減を図るため、国の定める副食費の免除対象者に該当しない子どもについて、副食費の助成をするための補助金 1,225 万 8,000 円を新たに計上しております。以上で補足説明を終わります。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

吉津委員 予算書 149 ページ、子ども医療費助成事業について少しお伺いします。この高校生のみ所得制限があるんですけれども、この内容についてお願いいたします。

堀子育て支援課長 この子ども医療費助成事業につきまして、今委員さんの言われました高校生については、所得制限を設けておるところでございます。これにつきましては、保護者、父母の市民税所得割額の合算額が税控除前で 13 万 6,700 円以下の世帯を対象とするということでの所得制限を設けたところでございます。

吉津委員 それでは高校生の、これは対象者は大体どれぐらいいらっしゃるの

かを、全体のうち何%とかでもいいんですけれども、どれぐらいの人がこの医療費助成制度を利用することができるのかお伺いします。

堀子育て支援課長 今、高校生につきましては、まず全体数を 800 人程度と見込んでおるところでございます。そのうち所得制限内でこの事業の対象になるのが約 40%と見込んでおるところでございます。

吉津委員 それでは最後に、今回、子ども医療費助成事業を拡充されたんですけれども、そこでこれは何故、高校生だけこの所得制限を設けられたのか、そこだけ最後に聞いて質疑を終わります。

堀子育て支援課長 高校生につきましては所得制限を設けた理由というところでございますけれども、まず中学生につきましては小学生と同じ義務教育ということで今所得制限なしということで考えたところなんです。そういった意味で言いますと、高校生につきましては義務教育ではないということがひとつ、これにつきましては高校の授業料等の無償化制度につきましても所得制限を設けられているというところがひとつございます。また 1 人当たりの医療費に見まして、小学校、中学校、高校に行くにしたがって今までの統計上も下がってきておると。あわせて保護者の収入につきましても、年齢を重ねられるうちに増えるであろうというところを総合的に勘案した中で、所得制限を設けさせていただくということで今考えたところでございます。

綾城委員 高校生まで医療費の無償化ということなんですけれども、これはよく課題になっておりますけれども、交付税への影響というのがあるというふうに聞いております。それはどの程度の影響があるのかということをお尋ねいたします。ペナルティの部分です。

堀子育て支援課長 一応この子ども医療費を小学生から中学、高校に対して、国民健康保険の方で今委員さんが言われましたペナルティというところがございます。小学生につきましてはペナルティが無くなったわけなんですけれども、中学生以上につきましてはペナルティというものが今のところ残っているというところは国保担当の方から聞いておるところでございますけれども、その影響額につきましては、それほど大きな金額ではないということは確認しておるところでございます。

吉津委員 予算書 157 ページ、子どもにやさしい環境づくり事業についてちょっとお聞きします。この対象者が大体 120 名から 130 名とお伺いしているんですけれども、今年度は大体どれくらいの方が出席されていたのかまずお伺いします。

堀子育て支援課長 今年度につきましては、7 名の方が登録し受講していただいております。

吉津委員 これはすごく良い事業だと私は思っておるんですけれども、ちょっ

と出席者が少ないのかなという印象を受けるんですけども、新年度に向けてもうちょっと増やすような努力と言うか、必要かなとは思うんですけども、課としてどのように考えられているのかを最後に聞いて質疑を終わります。

堀子育て支援課長 今の申し込み対象者数につきまして、委員さんが言われたとおりの人数が対象になろうということで、うちの対象が就学援助を受けていらっしゃる世帯とひとり親の世帯の子どもさんということで考えております。新年度に向けてなんですけれども、今のところこの条件と言うか、対象者の条件を変えるということは検討委員会の方でも決定しておるわけではございません。ただ、実際に 7 名の方というところで少ないという見方も当然あるかと思えますけれども、うちのほうで誰でもいらっしゃるという形になるべき事業ではないのかなということも考えております。その中で如何に多くの方に、是非来ていただきたい方に参加していただくかというのは、やはりこの 1 年やった中で、そうは言っても事業がどういうものかというのが、来られない方の中でもある程度広がっているのではないかという期待も持っております。そういったところで、まずは漏れなく案内を、分かり易い案内をまずは新年度に入って、また就学援助につきましてそれが決定した段階で丁寧なご案内をして、できるだけの方に参加していただきたいという形での周知を図っていくというところは今検討しておるところでございます。

中平委員 同 157 ページ、副食費助成事業、説明資料は 12 ページになりますが、これは私立分であって、公立分はどのようになるんでしょうか。

堀子育て支援課長 うちのほうで歳出予算の方に計上しております金額は、今委員さんが言われましたように私立の保育園、認定こども園への支出の金額でございます。それ以外に公立保育園、幼稚園につきましても副食費の助成ということで無料にするということでありますので、当然ながら今までで言いますと、歳入という形で入っておったところが無くなるというところで、その金額は今試算といたしまして約 1,050 万円程度を見込んでおるところでございます。その 2 つを合わせまして事業費ということで考えますと、2,270 万円程度の財源が必要になろうというふうに試算しているところでございます。

中平委員 今の財源はどうされるんでしょうか。

堀子育て支援課長 財源につきましてですけども、これは理論上の話になり申し訳ないんですけども、長門市につきましては保育料、昨年 10 月から無償化になってきたわけなんですけれども、それ以前につきましても国基準よりも約 60%程度ということで、他市よりも低い金額で設定しておったところがございます。この金額が無償化によりまして財源として不用になったというところで、その財源をそちらの方に回すという考え方はできようかと今考えておるところでございます。

岩藤委員 同じく 157 ページの 120「病児保育事業」についてお尋ねをいたします。昨年度の予算額と比べまして、昨年が 669 万 9,000 円、今年度が 906 万 9,000 円という金額になっておりまして、300 万円弱ですかね増えてますが、この理由についてお伺いをいたします。

堀子育て支援課長 病児保育事業につきまして、予算額が 300 万円程度増えておるというところでございますけれども、これにつきましては、まずは昨年の 4 月から病児保育が広域利用がスタートしたというところ、これによりまして県内どこの病児保育施設も利用可能になったというところがひとつございます。それについて委託料の算定方法としてなんですけれども、従来長門市につきましては独自基準というもので算定をしておりました。この広域化に伴いまして、他市につきましても長門市以外、1 市を除いて長門市以外がみな国基準という形に切り替えております。これでどのような違いがあるかというところなんですけれども、一応、今までの長門市の独自基準でいきますと、まず運営費として定額で 600 万円弱程度、施設側と協議のうえまず決めさせていただいて、あとは 1 件あたり 2,000 円ということで利用件数に応じてお支払をさせていただいていたところなんですけれども、こういう形でいきますと特に今年度はインフルエンザ等も早くから出て結構な利用者数になっております。現実には 1 件当たり 2,000 円ということと、もし急遽利用される方が集中した場合には、やはり保育士さんの人件費的なものを急遽入れなければいけないという現状の中で、実際のところは事業者さん、施設側の方で賄ってもらっておるというところが現実には発生しております。こういうこともひとつございまして、これが国基準に改めると、今後は年間と言いますと 400 人を基準といたしまして、これで上がるか下がるかで 200 万円程度、ちょっと国基準の支給額が変わってくるんですけれども、長門市につきましてはここ数年、大体 400 人前後で推移しておるというところで一応、国基準にまずは合わせるというところで、400 人を超えるということで 900 万円程度を今算定しております。もし実際に 2 年度で 400 人を下回った場合も、今現在が約 700 万円弱となるんですけれども、その程度の委託料は発生するであろうという想定で今事業者さんとの協議をしながら、是非この 900 万円をお願いしたいということで予算計上もさせていただいたところでございます。

先野委員 予算書の 157 ページ、145「高等学校生徒通学費支援事業」、高等学校生徒通学費補助金 275 万 5,000 円について少しお伺いします。前年度がこれは 500 万円ありました。かなり予算が減っておりますが、この要因についてお伺いします。

堀子育て支援課長 高校生の通学費助成事業でございますけれども、元年度に制度の見直しを行いまして、より幅広く対象となるように改めたところでござ

います。その段階で、まず利用できるであろうということで約 90 数人が対象であろうということの基で、500 万円という予算を計上させていただいたんですけれども、一応、実績といたしまして実際に今年度が約 130 万円程度になろうかという今見込みを持っております。新年度につきまして、またもう一度新たに今年度の状況も加味して、具体的にこの駅からであれば対象になるなど、これが何人ぐらいいるなというのをもう一度積上げ直して算定した額ということで 250 万円ということをお知らせさせていただいておるところでございます。

先野委員 今、元年の見直しで 90 人で 500 万円の算定をしたと。今年は 130 万円程度と、今から少しずつ要因を探って人数の設定もしていくような話だったと思います。決算の話で、これは申請世帯数が低調であると。幅広く子育て世帯の経済的負担を軽減するために対象要件を見直すと。また課税世帯の拡大を検討する必要があると、このように言われております。これと言うことは、あんまり対象要件の話は無かったんですかね。この予算を組み立てるにあたり、そういう話が出たんですか、どうですか。

堀子育て支援課長 対象要件につきましては、元年度で一応幅広くしておるところでございます。今のところその対象要件を変えるということは検討はしておりません。ただ、実績が伸びなかったというところも事実でございます。これにつきましては、私どもも何が原因かというところは、これは推定にしかならないんですけれども、一応する中で周知不足ということもあるかも知れませんが、周知につきましては市外の高校等も合わせてダイレクトにみなお願い等もしておりますので、そのほうはあまり無いのかなというところで、要はその実際には該当はするけれども、僅かな金額であるからもういいやという場合、また実際には親御さんが乗せてから行っておられる世帯もかなりあるのではないかとこのところは、うちのほうでは考えておるところでございます。それについて新たな対象等、条件等を緩和してというところは今全く考えておりません。できるだけ是非使ってくださいということでの周知のほうをより積極的にやって行くということで、この事業効果を上げていきたいと考えているところでございます。

重村委員長 関連はございませんか。関連がないようでしたら、他の質疑をお受けいたします。ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、子育て支援課所管の審査を終わります。子育て支援課の方は退席をされて構いません。次に、健康増進課所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 健康増進課につきましては、予算書 174、175 ページ、第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 4 目「感染症予防費」、010「予防接種事業」でございますけれども、生後 6 月から 2 歳の乳幼児に多くみられる感染

症胃腸炎であるロタウイルス感染症につきまして、嘔吐下痢や発熱を伴い重症化することもあることから、国においては令和 2 年 10 月から、本年 8 月以降生まれの乳児に対して定期接種することを決定したことから、その接種に係る経費として 291 万 7,000 円を新たに計上しております。

同じく予防接種事業のすこやか予防接種事業では、WHO が接種を勧奨しているおたふくかぜワクチンについては、日本では定期接種対象外となっておりますが、おたふくかぜに罹患すると合併症を引き起こす可能性が指摘されており、山口県小児科医会及び市内小児科医からのおたふくかぜワクチンの予防接種の助成要望もあることから、市単独事業として新たにおたふくかぜワクチン予防接種の助成に係る経費 85 万 3,000 円、及び定期接種化されるロタウイルスワクチン予防接種の対象外の子どもに対する助成に係る費用 76 万円を合せた 161 万 3,000 円を任意接種助成費として計上しております。以上で補足説明を終わります。

重村委員長 補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はございませんか。

中平委員 今の部長の説明にちょっと被るんですが、ロタウイルスワクチン、予算書 175 ページの予防接種事業ですが、これは何故、任意接種から定期接種になるのか、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

梶山健康増進課長 先ほど部長が言われましたように、ロタウイルス感染症は生後 6 箇月から 2 歳の乳児に多くみられる感染症ですが、感染力が強く嘔吐、下痢、発熱を伴って重症化することが多いと言われております。これまでも国の方では定期接種化に向けて検討されてきたところですが、ロタウイルス感染症の性質やワクチンの有効性を踏まえて、国の組織である厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会においてロタウイルスワクチンをこの度、令和 2 年 10 月 1 日から予防接種法に基づく定期接種とすることが了承され、定期接種となった次第です。

中平委員 この対象者は市内には何人の方がだいたい見込んでおられるんですか。

梶山健康増進課長 対象者につきましては、105 人を見込んでおります。この見込みにつきましては、定期接種の対象者が令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた赤ちゃんということで、年間出生を 180 人と今見込んでおりまして、10 月から始まりまして、月 15 人生まれると仮定しまして 7 ヶ月分を見込んで計上させていただき、105 名分を見込んでおります。

中平委員 このロタウイルスワクチンには、ロタリックスとロタテックの 2 種類の接種があると聞きましたが、この 2 種類に対して市の補助はどのようになるのかお願いいたします。

梶山健康増進課長 令和2年10月以降の方は定期接種ですので、全額補助いたします。定期接種の対象とならない、令和2年7月31日以前に生まれたお子様につきましては任意接種ということになりますので、現在のすこやか予防接種事業として8,000円の助成を実施いたします。ロタテックワクチンを3回目の接種期に助成、ロタリックスにつきましては2回目、同じ8,000円なんですけれども、回数が違いますので最後の接種のときに助成する形を取りまして、差引の分を医療機関のほうに市から払うような形を取ります。

中平委員 ロタウイルスワクチンというのは、飲むタイプの経口ワクチンと聞きましたが、飲んだあとお子さん等が吐き出された場合はどうすれば良いのでしょうか。

梶山健康増進課長 接種後に吐き出した場合でも再投与は必要ないと考えられております。少量でも飲み込んでいけば一定の効果はあることや、ロタウイルスワクチンは複数回接種することになっておりますので、一定の接種で効果が期待できるということから、吐き出した場合でも1回の接種と考えていくという形になっております。なお、ロタリックスについては吐き出してしまった場合に自費で再度の接種を受けることは可能ですけれども、先ほど申しました理由によってあまりおススメはされておられません。ただし、ロタテックについては自費であっても再度の接種はしないというふうになっております。

中平委員 続きまして同175ページ、予算説明資料13ページになりますが、「すこやか予防接種事業」についてですが、おたふくワクチンの助成金については対象者の方は何人くらいを見込んでおられますか。

梶山健康増進課長 まず1歳児につきましては対象者人数が170人ですけども、見込みを140人、小学校就学前の6歳児につきましては対象者が210人ですけども、接種見込みが170人で考えております。これは任意接種でございますので、やはり80%で見込んでおります。

中平委員 山口県内他市の実施事例はどうなっておられるのかお聞きします。

梶山健康増進課長 すでに令和元年度に県内で実施している市町は、宇部市、岩国市、美祢市の3市と周防大島町、阿武町、和木町の3町になっております。令和2年度から萩市も検討しているとお聞きしています。

中平委員 私もしましたが、一般質問で子どもインフルエンザの接種費用が高いという方もおられました。なぜおたふくかぜの予防接種なのかお聞きいたします。

梶山健康増進課長 子どもの感染症の予防につきましては、様々な任意接種の種類がございます。国の動向や安全性、有効性を見極め検討していく方針としておりまして、小児科医の意見等も踏まえて優先順位を考慮したうえでこの度おたふくかぜワクチンの助成を行うということで予算をしております。

先野委員 予算書の 173 ページ、「検診・健康診査等委託料」2,946 万円についてお伺いします。予算書の今言った部分についてはがん検診の受診率の向上について、委員会のほうで要望書等出しております。各種がん検診の受診率の向上の取り組みについてはどのように決算に活かして予算立てをされたのかをお伺いします。

梶山健康増進課長 がん検診受診率の向上につきましては、40 歳ヘルスチェック検診に胃がん検診の 50 歳に無料とすること、それから休日総合健診、未受診者への受診勧奨の通知、こういった取り組みを行っております。令和元年度からは山口県立大学山口県立総合医療センターとの連携事業として実施しております、市内小中学校全校を対象としたがん予防講座を令和 2 年も継続して実施するとともに、無関心層への取り組み強化として地域、企業、団体向けにも講座を開催し、若い世代への働きかけ、子どもの動機付け、親の動機付けへの取り組みを強化することで受診率向上に繋げていきたいと考えております。また、令和元年度に吉本興業と連携して作成した、健康寿命延伸 CM もほっちゃテレビや SNS 等を活用して発信し、がん検診の受診啓発を図ることとしております。

先野委員 他市の事例も参考にしてほしいということも言ったんですが、その点についてお伺いします。

梶山健康増進課長 他市の事例につきましては、取り組みについていろいろ確認をし、参考にしながら実施はしておりますが、今年度から始めたプロジェクトで検討し、事業を実施しているところですので、こういった子どものがん教育に力を入れることを続けていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

先野委員 予算書 173 ページ、020「自殺予防対策事業」46 万 8,000 円について。昨年が 28 万 4,000 円とありましたが、少し増えております。それも含めて、長門市自殺対策計画も策定されていると思っておりますが、いち早く関係団体と連携を図り、誰もが自殺をしないやさしいまちにしたいというふうに思われていると思いますが、決算を活かして、この連携についてどのような形で予算立てされたのかお伺いします。

梶山健康増進課長 自殺に至る背景には、精神保健上の問題だけでなく、社会全般に関係していることから、総合的な対策のために、保険、医療、福祉、労働、教育等関係機関や関係団体で構成される長門市自殺対策推進協議会を設置しております。平成 31 年 3 月、長門市自殺対策計画を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない生き心地の良いやさしいまち長門の実現を目指し、令和元年度から計画策定後の事業進捗や検証、評価する会議を実施し、関係機関、関係団体との連携の構築を行うこととしております。そのほかに関係機関、関係団体を通して様々な悩みを抱える人に対して、身近な人が早期に気づき、相談

機関または医療機関に繋ぎ、見守ることのできる人材育成として、ゲートキーパーの養成講座を行います。また、うつ病など自殺に至るリスクのある精神疾患を正しく理解するため、市民を対象とした心の健康づくり講演会を開催し、精神科医や臨床心理士など、専門職を講師に正しい知識の普及啓発と自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、パンフレット等を配布し、相談窓口の周知を地域で自殺対策に取り組む体制を整えることとしております。

中平委員 予算書 173 ページ 015「食育推進事業」であります。決算では委託している事業者の開催参加人数が減っているということを指摘しましたが、食の重要性や食習慣は住民の健康を図るため重要と思いますが、どのような観点からを重視して予算を措置されましたか。

梶山健康増進課長 ご指摘のあった地域子育て推進事業につきましては、今年度につきましても 2 団体が 3 世代交流による食育の推進を実施しております。食育の推進については重要と考えており、健幸百寿プロジェクトの中で検討を行い、令和 2 年度につきましては今年度県立大学との連携で実施しました食週間等の調査結果を踏まえ、今後の展開について検討するとともに、深川児童クラブを対象とした食育プログラムの継続実施をする予定としております。

先野委員 予算書の 167 ページ 015「健康づくり推進事業」についてお伺いします。決算書の確か課題に、健康無関心層に取り組む地域、企業、団体を巻き込んだ取り組みをしなくちゃいけないというふうにあったと思います。2 年度についてどのような形で予算的に活かされてやられたのかお伺いします。

梶山健康増進課長 平成 30 年度から実施しております、健康づくり実践企業団体登録事業を令和 2 年度も取り組むこととしています。健康づくりに取り組む企業、団体を募集し、継続的な取り組みの支援、企業、登録団体へ健康づくり講習会の講師派遣等を行うことで、成年期の健康づくりを推進していきたいと考えております。

先野委員 183 ページです。010「診療所運営事業」についてお伺いいたします。一般質問でも話をしたことがありますが、二次救急医療の負担軽減になっているというふうな話が出ました。決算で課題に出ていました、医師等の確保、薬剤師、看護師、事務員の確保や診療所が建って 7 年目となって、各備品のコスト増に対する計画的な維持管理についてということが課題に載っておりました。これについてどのように考えて予算立てされたのかをお伺いします。

梶山健康増進課長 市民の命と健康を守る視点から、初期救急医療の確保のための必要経費として捉えており、収入につきましては診療報酬のみであり、受診者数により増減があります。支出としては人件費及び（備薬）材料費、医療機器に関する経費が主で、これらの削減はなかなか難しいと考えております。ただ、今後医療機器の保障や更新などに伴う経費が必要と見込まれています。

れども、診療に必要な機器としてはやはり必要ですので、適切に計画的に更新に努めたいと考えています。平成 30 年度に電子カルテの更新時期を迎えましたので、コスト削減のためにリースとしました。そのほか、レントゲン装置、超音波、心電図など、主な医療機器がありますけれども、一般診療所よりも使用頻度が少ないことから応急診療所の運営部会等において協議しながら優先順位を決め、更新時期を決めていく予定としております。来年度につきましては更新する予定がございませんので、そちらのほうの予算は計上しておりません。

中平委員 小児科の 3 歳未満の対応は応急診療所では診てもらえないため、長門病院で診てもらっていると聞きしていますが、小児科の対応は専門性が高いのでそうなっていると聞きました。決算委員会でも出ていましたが、今年度も医師不足と小児科の対応が専門性が高いため、長門応急診療所では診療できないことについての検討されて予算措置をされたのかお伺いいたします。

梶山健康増進課長 長門市応急診療所の運営につきましては、現状維持を方針としております。現在の初期救急医療を確保するための医師確保のお願いを引き続き山口大学病院に行っているところであり、小児科専門の医師を診療所で確保することは考えておりません。しかし、これまでどおり 3 歳未満児につきましては、小児科医師の担当日や執務医の可能な範囲で対応いただいている日もございます。基本的にはこれまでのとおり、長門病院にお願いすることが多いとは存じますが、今までどおりの対応とし、初期救急においては現状の医師を引き続き確保してまいりたいと考えております。

重村委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。以上で、健康増進課 所管の審査を終了します。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員は、自席で待機願います。

— 休憩 13 : 43 —

— 再開 13 : 44 —

重村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、生活環境課 所管について、審査を行います。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 生活環境課につきましては、予算書 176、177 ページ、第 4 款「衛生費」、第 1 項「保健衛生費」、第 6 目「環境衛生費」の 055「給水施設整備事業」では、市内の水道給水区域外の未給水区域において、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るため、必要な飲用井戸等の給水施設を整備する方に対しての補助金として 200 万円を新たに計上しております。同じく 060「住宅用省エネ設備設置事業」では、家庭における自然エネルギーの利用促進及び省エネルギー化を図ることで、地球環境への負荷を低減し、併せて地域経

済への波及効果を促すため、市内において、太陽光発電システムと連携した蓄電池システムを設置しようとする方に対し、省エネ設備設置費補助金を交付するための費用、200 万円を新たに計上しております。

重村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

三輪委員 177 ページの「環境保全事業」についてお伺いいたします。クリーンウォークですが、30 年度決算を受けて、市主体から地域主体の事業への転換が進まないというふうに課題で上げておられました。来年度は予算がついておりますが、これは近い将来市がこの事業から手を引いて、あくまでも地域が主導して行う事業に転換をしたいと。その場合は予算措置されます 3 支所、出張所に、市民が主役の地域活性化事業、この予算が活用可能かどうかお尋ねいたします。

末廣生活環境課長 クリーンウォークにつきましては、昨年度たまたま中学生のクラブ活動、大会と日にちがぶつかりまして参加者が例年に比べずっと少なかったということがございまして、また、それから今クリーンウォークで歩いております道路沿いの、いわゆる空き缶のポイ捨て等がかなり少なくなってきたということもございまして、一応、課のほうで話しているのはクリーンウォークは令和 2 年度で一応形を変えて、令和 3 年度からは新しい形での取り組みを行いたいというふうに考えております。まだ詳しいことは今からの話です。ので何ともお答えできかねますけれども、一応は地域の中で一番ここはやらなきゃというようなところを各地域においてクリーンにさせていただくというふうな形の取り組みができればいいなということで課の中では話を進めているところです。

三輪委員 015 合併処理浄化槽設置事業 1,111 万円。さっきの元年度のは減額補正がありましたが、新年度は同額が計上されております。これは、何件分を計上しているのか、それと単独浄化槽からの移行が進んでいないのを課題としてあげられておりましたが、新年度はそれに対してはどのように対応されるのかお尋ねします。

末廣生活環境課長 まず浄化槽の補助の件数でございしますが、5 人槽、これが設置につきまして 40 万 2,000 円ほど補助がございします。これが 11 件。それから 7 人槽、これが 50 万 8,000 円ほど補助がございしますが、これが 11 件という予定でございします。これが昨年度大きく減額になっておりますけれども、一応市としましては、先ほども申されましたが単独浄化槽、合併処理浄化槽のほうに移行していったほしいという国の方針も出ておりますので、一応、補助の件数は昨年度予算並みと同額を計上しております。今申されましたように単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へなかなか移行が進まないということに関しましては、

当然槽を入れ替えて付け替えるわけですから新規に付けるよりもさらに費用がかかるだろうと思われますので、このへんがネックになりますが一応国の方からもこのへんの補助的なものについては今ございませんので、あくまでも新規で取り付けられた場合、単独から合併に変えられる場合も新規にあたりますけれども、その場合の5人槽、7人槽の、いわゆる補助という形で行っていきたいというふうに思っております。

三輪委員 177 ページ、045 合併処理浄化槽維持管理費補助事業、385 万円についてお尋ねします。合併浄化槽の維持管理につきましては、法定検査、保守点検、清掃というのが義務付けられておりまして、この法定検査につきまして5,500 円、これを補助されるというわけですが、私や中平議員が議会報告会で日置の北山地区、三隅の津雲地区から公共下水と比べて非常に負担が重いという声がでました。市もおそらく同様の声はお聞きと思いますが、市はどのように答えておられるのかお尋ねします。

末廣生活環境課長 今の補助金でございますが、5,500 円かける 700 基、600 いくつかございますが、その法定検査料をすべて賄えるだけの予算を確保しております。今、ご質問がありました点検、いわゆる維持費、合併処理浄化槽の維持費と公共下水道との負担間の差というものは、私どもも聞いております。以前、田村議員から、平成 27 年でしたか、同じようなご質問がありましてお答えしていると思いますけれども、設置から含めて考えますと、いわゆる合併浄化槽の方が補助が、先ほど申しました5人槽、7人槽に補助があるということで、工事費としてはあまり変わらない。ただ、半分くらいは合併浄化槽のほうに補助がありまして、公共下水道のほうはつなぐだけですけれども、補助がないという状況でございまして、その差額がだいたい15 万円程度差額が出ると。この15 万円が結局補助が出る分、合併浄化槽のほう安くなるということでございます。そして、1 年間のどのくらい差額があるのかなということで、これは公共下水道の一般的な家族がいらっしゃる使用料と合併浄化槽の費用を比較したものがございまして、だいたい1 年間に1 万円くらい差が出てくると。合併浄化槽のほうが高くなるというふうに聞いております。先ほどの設置から考えた場合には、15 年程度でだいたい同じくらいになると。15 年を過ぎると、今度は合併浄化槽の負担が大きくなっていくというふうなことを平成 27 年度に当時の課長がお答えしとる記録が残っていますが、そういうことでございます。この合併処理浄化槽のほうに、法定検査というのは決まった金額ですので一律にいけると思うんですけれども、差額が出て負担感が高い分、合併処理浄化槽のほうに補助を出そうとしますと、まず何人住まれているのか、5 人槽を付けておられる方が何人住んでいるのか、これが5 人住んでおられれば、ほぼ公共下水道と同じくらいの値段になるわけですが、これが当時は子供もおったけれども夫婦二

人とか一人とかいうかたちで住んでおられるところについては特に負担感がございしますので、何人住んでいるのかということからこの補助をするにしましても金額を全部変えていかなければならないかなと、いうふうな制度設計が必要になると思います。そして補助ですが、まず申請書を出していただいて、その申請書には合併浄化槽の点検、定期点検、それから最後引き抜きを行います、そういうものの領収を付けて請求をしていただき、私どものほうとしては、その請求に基づきまして、実際何人住んでおられるのか、補助額がどのくらいなのかということを決めて決定通知書を出して、その後請求書をあげてもらってその請求書に基づいて払うというような事務作業が発生してまいりますので、なかなか現時点でこれを生活環境課のほうで補助を行うということは非常に、事務的に難しいと思っておるところです。これは公共下水道のほうでも話が出ておりますけど、どちらかが歩み寄るのか、それとも片方だけでなんとかやっていくのか、いろんな問題があると思いますが、とりあえず、今の負担感が高いということで生活環境課サイドでの補助というのは非常に困難であるというふうに認識しております。

橋本委員 今課長がおっしゃった一番違うというのは、あくまでも 5 人槽でしょ。ねえ。これが 5 人槽の場合だったら課長が言われるのが、僕が計算しているのと同じやけど、これが 7 人槽であって当時は 135 平米以上あったら 7 人槽ですね。それ以上あって 7 人槽を付けんにやいけん、国からの指針で 7 人槽を付けた。今は二人しかおらんとかいうんやったら差額が 5 万 7,000 円違うと思うんですよ。1 万円ちょっとならそりゃ、最初当初合併浄化槽を付けた時に補助金があるから何年間はペイできるけど、7 人槽の場合は毎年 5 万 7,000 円違うんですよ。だから 10 何万あった、補助金があったにしてもそれは何年間でペイしてしまうんですよ。それからあと、5 年 6 年あとになったらお年寄り二人しかいらっしゃらないという、年間 5 万 7,000 円といった結構、ですよ。そういったところに対して補助はないのかという感じなんですよ。1 万なんぼのときにはちょっと我慢してくれと。昔は都市計画税があるからこっちほうは都市計画税を払うちよるからねて言われるけど、今は都市計画税はほとんどないじゃないですか。そういうことに対して、5 万 7,000 円、毎年 5 万 7,000 円違ったら随分お年寄り二人に対しては国民年金だけやったら結構負担になると思うんですよ。そういったところはどうかというところがお聞きしたいんですよ。

末廣生活環境課長 確かに 7 人槽を付けられて二人しか住んでいないというところに対しては、相当は負担があることは私どもも認識しております。ただ、じゃあそこだけを補助するのでいいのかという問題もございしますし、先ほど申しましたような、だいたい 700 基弱の合併浄化槽がございしますので、これがほぼ全部出てくるとなると手続き的に大変なことになりますし、今言われました 7

人槽だけ、二人だけ住んでればいいんじゃないかという話になれば、じゃあ 3 人住んでいるところはどうなんだとか、4 人住んでいるところはどうなんだとかいう話になった場合に、いやそれはダメです。二人だけ、7 人槽で二人以下住んでいるときにはこれだけ補助しますという理屈もなかなか難しいと。ある程度段階を付けて補助するならまんべんなくすべきじゃないかと思いますので、なかなか難しいなというふうに思っております。

橋本委員 委員長、もしはみ出すような意見やったら言うてください。28 年に田村さんが言われてるんです。それから令和 2 年ですよ。3 年か 4 年くらい経っちゃるんです。全然進歩がないですよ。だから僕が言いたいのは、そうじゃなしに、まずはこれだけのことをしますっていう形がほしいって言うことなんです。もうこれやったら 3 人住んじょったらどうするかとか、ああいうんじゃなしに、現時点で困っちゃる方がおられる。本当言うたら差別ですよ。片方はいいかもしれん、合併浄化槽じゃなしに下水道との差が開き過ぎちよるからこれを緩和せんにかいけんという、まちかどトークのときに、いつも投げかけられるんですよ。そのたびに前から田村くんが一般質問で言われたと思うんですよ。それが全然進歩してない。私も言われたときに、まちかどトークの時に答弁ができません。いや、ここまでやってますけど、って言うんなら言えると思うんですけど、4 年前から二人やから三人やからというような感じじゃなしに、まずはここまでのことはしましたというやつがほしいんですよ。

重村委員長 ただいま合併処理浄化槽維持管理費助成事業についてこの予算の、新年度予算が妥当なのかどうなのかという審査を行っております。ですから、今後の展開、また先ほどと一緒にありますけど今後の事業の在り方についてはまた一般質問なり、たとえば元年度の決算なりで翌年どう対応していくのかというところでしっかり議員としての発言をしていただければと思います。執行部の方から何か答弁したいことがありましたら許可いたしますが。今の段階ではよろしいですか。答弁に困られると思いますので。それでは今の管理費補助事業についてまだ質疑がある方がいらっしゃいましたらお受けいたします。それでは他の質疑がございましたら。

三輪委員 191 ページの塵芥処理費、災害廃棄物処理計画策定業務委託料です。これをちょっとお尋ねします。環境省は広島土砂災害や九州北部豪雨災害を受けて災害廃棄物対策指針というのを平成 30 年、29 年度に示しております。これを受けてこの災害廃棄物計画を市長さんで立てるわけですが、県内でも 30 年度にこれを立てたところ、市もあります。本市が令和 2 年度になった理由というのはなんですか。

末廣生活環境課長 ちょっと定かではないんですけども、私がずっと今の課にまいりまして見たところですね、県のまず災害防災計画がございます。この中

では長門市、この北浦地域は災害はない地域、どちらかという受け入れるばかりな書き方がしてございまして、じゃあ長門市で防災計画で、県の防災計画をもとに立てるとするのは災害はないというふうに書いてございますので非常に難しいと。いわゆる災害があれば、その災害に関して計画が立てやすいんですけど、県の計画時点でもう長門地域はないよというふうに謳われておりますので、じゃあ長門市独自でどういう災害が考えられるかとか、そういうものを出していかないといけないということ、非常に困難であるということで遅れてきていたのではないかとというふうに思います。

林委員 今の課長のご答弁なんですけども、それは事実なんですか。つまりですね、災害が、県の計画で長門市が災害がないという形で謳われているというのが事実であれば県の認識がおかしいわけで。事実確認をしないとまずいのかなという気がしますけどね、今のご答弁は。災害というのは全国どこでも起こりうるという前提でいまやられている中で、ちょっと今のご答弁気になる。ちょっとこれは委員長、これは。

重村委員長 今の執行部のご答弁につきまして何か、ご答弁の中で誤解が生じないように答弁しな部分がありましたらお願いしたいと思いますが。

末廣生活環境課長 県の災害計画の中に北浦地域は災害は少ないということであったと思います。訂正いたします。

中平委員 一つ質問なんですけど、この廃棄物処理計画策定事業の中には河川流出ゴミは含まれないという認識でよろしいでしょうか。

末廣生活環境課長 この災害廃棄物処理計画というのは、災害が起こった場合に、例えばどこのグラウンドを仮置き場にするとか、そういうふうな。（「いるかないかで結構です」の声）当然、まだ今から策定することですのであれですけども、はい。入っていかないのではないかと考えております。

先野委員 予算書ページ 177 ページ。予算説明資料は 13 ページになります。上から二段目の給水施設整備事業。これは部長のほうから答弁がありましたが、ボーリングの費用だと思います。これ何件分を予算立てされているのか伺います。

末廣生活環境課長 上限 50 万円の補助でございまして、4 件分を現在充てております。

先野委員 これというのは水質検査等もありますよね。水質検査についてはこれは別物と考えてよろしいんですか。

末廣生活環境課長 水質検査については補助を行っておりません。

中平委員 予算書 177 ページ、035 海岸漂着物地域対策事業なんですけど、先ほど僕が言いました、主に大坊川からの河川流出ゴミはこれに入っておられるんでしょうか。

末廣生活環境課長 これには入っておりません。あくまでもこれは青海島近辺の人の行けない海岸に遊覧船で回るとゴミがたくさんあるということで、このゴミを処理するという形での海岸漂着物対策事業と、その近辺のものを入れております。今ご質問のありました河川から流出したゴミにつきましては、災害、いわゆる大雨とかそういうものが降ったあとの結果として出てきたものであると思われますので、その場合には災害対策で予算を取って行うようになるということです。予算を執行するところはそれぞれの管理しておる、漁協なら県、市の水産課あたりとか、その管理しておるところが災害の予算をとって対応するというふうな形になると思います。

先野委員 予算書ページの 77 ページ、歳入です。22 款「諸収入」の 4 項「雑入」です。ページ数が 77 ページ。物品等販売料のところですよ。1,877 万 7,000 円あげてありますが、この中に資源ゴミのリサイクル業者の販売料が含まれている。で、この中でですね、前回、確か 210 万円くらい長門市が売られちゃったと思うんですけど、この予算というか、どの程度歳入を見込んでおられるのかお尋ねいたします。資源ゴミのリサイクルの話をしてます。

末廣生活環境課長 これはですね、まず新聞紙のリサイクルとして 26 万 2,000 円、それから段ボールが 13 万 2,000 円、雑誌が 14 万 8,000 円、衣類が 4,000 円、ペットボトルキャップが 8,000 円というふうな内訳になっております。

先野委員 総額はいくらになりますかね。

末廣生活環境課長 50 万ちょっとくらいになります。

先野委員 前年度も言わせていただいたんですが、いつも長門市の歳入に入ってくる額が少ない。こういう話を私したと思うんですよ。決算のときでは、しっかり入札の業者 2 社であると。競争原理の観点から歳入を入れるためにしっかり業者をもう少し入れて考えるべきではないかという話もさせていただきました。その点について今年度の予算で何か確実に生かしていくのかどうかという話をお願いします。

末廣生活環境課長 今年度の入札につきましては、今までの 2 社だけでなく、できる業者すべてを入れるようにということで現在指示をしております。ただ、今のこのリサイクルで市の歳入としてあがってきておりますのが、旧三隅町のがほぼ全部ということでございまして、じゃあそのほかのはどうなっているかと申しますと、長門清掃が自前で、長門市のほうから委託料も出さずに全部トラックから回収の人員から、全部自前で費用を充ててやっていたという形になっておりますので、長門市の入札分につきましては今申しましたようにできるだけの業者を入れてきちっと入札をしたいと思っております。

中平委員 不法投棄ゴミに対する対応ですが、決算時の要望的意見等にも出されておりますが、この不法投棄防止の対策は正直言いますとページ数がわから

ないので教えてほしいんですが。

末廣生活環境課長 不法投棄ゴミの処分としましては、予算書 191 ページ、塵芥処理費、900 番の塵芥処理費の中の塵芥処理費、ここの手数料というのがございます。これがタイヤ、廃タイヤ、いわゆる不法投棄の廃タイヤの処理費として 2 万 9,700 円、それから家電リサイクル法にうたってあります家電の不法投棄を処理する費用として、10 万円ほどあげております。

中平委員 これ決算の要望的意見を受けてどのような予算立てになられたんでしょう。拡充したとか。

末廣生活環境課長 これは昨年度並みで予算要求をしております。実績を勘案しまして予算要求をしております。この不法投棄ゴミにつきましては、原則、捨てた人がまず悪いわけですが、これが 5 年間の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金に処せられるわけですが、どうしてもわからないという場合があります。その場合、捨てられた土地の管理者がそれを処分しなければならないということでございまして、私有地であれば私人がしなければならない、それから市道であれば市のほうの都市建設課が出ていくというふうな形で、それぞれの土地を管理しておる者が不法投棄の処理をしなければならないということで、私どものほうとしましては、不法投棄の防止に関わる啓発等をするということになっておりますので、不法投棄防止の看板等を用意してそういう困られた方のご相談に伺った場合にはその看板をお渡しするというふうな形で対応しております。

重村委員長 そのほかにご質疑はございませんか。（「なし」という声あり）ご質疑もないので質疑を終わります。以上で生活環境課所管の審査を終わります。以上で本分科会に分担された議案の審査は終了しました。これで予算決算常任委員会総務民生分科会を閉会します。どなたさまもご苦労さまでございました。